

日本大学の現況と課題

—全学自己点検・評価報告書2015—

(大学・短期大学部・専門学校)

点検・評価結果及び改善意見

【本 部】

目 次

基準Ⅰ	理念・目的	- 1 -
基準Ⅱ	教育研究組織	- 4 -
基準Ⅲ	教員・教員組織	- 7 -
基準Ⅳ	教育内容・方法・成果	- 11 -
基準Ⅴ	学生の受け入れ	- 23 -
基準Ⅵ	学生支援	- 26 -
基準Ⅶ	教育研究等環境	- 34 -
基準Ⅷ	社会連携・社会貢献	- 42 -
基準Ⅸ	管理運営・財務	- 48 -
基準Ⅹ	内部質保証	- 62 -
重点項目 1	修学継続支援，学修意欲の喚起	- 68 -
重点項目 2	国際交流	- 70 -
本部の改善意見		- 76 -

基準Ⅰ 理念・目的

1. 現状の説明

1 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

[評価の視点]

- ・ 大学の理念・目的，及びそれに基づく学部・研究科等の理念・目的の明確化
- ・ 個性や特徴の確立化
- ・ 大学の教育理念「自主創造」の能力を持つ人材の育成

日本大学の前身である日本法律学校の創立目的は、「日本の法律は新旧問わず学ぶ」，「海外の法律を参考として長所を取り入れる」，「日本法学という学問を提唱する」という3点である。欧米法教育が主流な時代にあつて，日本法律を教育する学校の誕生は，大いに独自性を発揮することとなった。その後，大正3年に「日本大学建学の趣旨及び綱領」の制定，昭和24年に「日本大学の目的及び使命」制定，さらに，改訂の検討や数年間の審議を経て，昭和34年に現在の表現に改訂した。そして，平成18年に現在の社会状況に即応し，かつ本学の総合性を発揮することを目的として，本学の新しい理念及び目的が検討された結果，平成19年に本学の教育理念を「自主創造」として定めた。

本学の建学の精神は，まさに文部科学省中央教育審議会が提起する21世紀の教育が目指すものとして掲げられた5つの目標に対応していると考えられる。この本学の教育理念「自主創造」に基づき，学部等で独自性を加味した教育研究上の目的を設定している。

大学の理念・目的及びそれに基づく学部・研究科等における教育研究上の目的は，広く周知され，これに基づく教育により，各個人が自ら考え行動できるという大学の教育理念「自主創造」に合う人材の養成に寄与している。

「大学の教育理念『自主創造』の能力を持つ人材の育成」に向けた具体的な取り組みの一つとして，平成26年度から全学共通初年次教育科目「自主創造の基礎1」を導入しており，全学的に共通な「ガイドライン」の下，主に日本大学の歴史等を扱う自校教育に活用するためのオンデマンド教材により，実際の教室においてはアクティブ・ラーニングを行うなど，当該授業科目の中で「自主性」「創造性」を育成するように授業設計がなされている。

2 大学・学部・研究科等の理念・目的が，大学構成員（教職員及び学生）に周知され，社会に公表されているか。

[評価の視点]

- ・ 構成員に対する周知方法と有効性
- ・ 社会への公表方法

平成19年に本学の新しい教育理念を「自主創造」と定め，ロゴマークやキャッチフレーズを策定し，1年次生全員並びに専任教員全員に配布している『日本大学FDガイドブック』

(Learning Guide, Teaching Guide) や全ての教職員に配布している「教職員便覧」など様々な媒体に取り入れることにより、積極的に広く学内外に対し本学の教育理念を発信している(資料1-1)。なお、各学部等の教育目標は、日本大学学則に「教育研究上の目的」として規定しており(資料1-2)、各学部等がそれぞれの方法で周知に努めている。

社会に対する情報発信としては、大学ホームページ上にて「大学の理念」として独立のページを設けて公開しているほか(資料1-3)、平成27年度からは、本学の教育理念、目的及び使命等の理解促進のため、大学ホームページ上に「日本大学の歴史」と題するサイトを設けて更なる周知に努めている(資料1-4)。このほか、自校史教育の一環として、学祖に関する冊子を作成し、部科校等の希望に応じて配布している。

3 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

[評価の視点]

- ・ 理念・目的を検証する責任主体、検証体制・方法

日本大学自己点検・評価規程に基づき、3年ごとに大学の自己点検・評価を実施しており、その結果抽出された改善意見については、その翌年度、翌々年度に改善状況を調査し、検証する仕組みを構築している(資料1-5)。また、教学に関する全学的な基本方針に基づき、各学部において、3つのポリシーに基づく全学的なカリキュラムマップを構築することを目指して、現在、教育の質保証に係る具体的な検討を行っている。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

全学共通初年次教育科目「自主創造の基礎1」の導入や『日本大学FDガイドブック』の発行、「日本大学 学生FD CHAmmiT」の開催等を通じて、本学の教育理念である「自主創造」並びに“自主創造型パーソン”の育成に向けた展開は、徐々に全学的かつ学外にも浸透しつつある。

2 改善すべき事項

「教学に関する全学的な基本方針」(「『建学の精神』を捉えた『目的および使命』、教育理念としての『自主創造』及び3つのポリシーの連関並びに“自主創造型パーソン”像の明確化に関する検討)に鑑み、教学戦略委員会を中心に具体的かつ迅速に検討を進める必要がある(資料1-6)。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

教育理念「自主創造」を体現する人材（“自主創造型パーソン”）の育成を目指す全学共通初年次教育科目「自主創造の基礎1」の一層の充実を図ると共に、学生は勿論のこと、それに携わる教職員の知識・技能・態度にも変化を及ぼすべく努め、本学に属する者全員が“自主創造型パーソン”として活躍できるような方策を講じる。

2 改善すべき事項

平成27年7月に学長が定めた「教学に関する全学的な基本方針」の中に「『建学の精神』を捉えた『目的および使命』，教育理念としての『自主創造』及び3つのポリシーの連関並びに“自主創造型パーソン”像の明確化に関する検討」が出されたことにより、原点に立ち返りつつ本学の実情に照らし将来像をも描きながら議論を深めていく必要がある。

4. 根拠資料

- 1-1 『日本大学FDガイドブック2015』（Learning Guide, Teaching Guide）
（http://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/effort/fd-center/fdguidebook/）
- 1-2 日本大学学則
- 1-3 日本大学ホームページ「大学の理念」
（http://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/policy/）
- 1-4 日本大学ホームページ「日本大学の歴史」
（<http://www.nihon-u.ac.jp/history/>）
- 1-5 日本大学自己点検・評価規程
- 1-6 「教学に関する全学的な基本方針」

基準Ⅱ 教育研究組織

1. 現状の説明

1 大学の学部・学科・研究科・専攻及び附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

[評価の視点]

- ・ 教育研究組織の編制原理
- ・ 理念・目的との適合性
- ・ 学術の進展や社会の要請との適合性

各学部等においては、大学の教育理念「自主創造」に基づき、学部等で独自性を加味した教育研究上の目的を設定し、カリキュラム・ポリシーに沿った的確な授業科目の配置に取り組んでいる中で、新学科の設置、名称変更、廃止・新設等を必要不可欠として行っていることから、理念・目的に照らして適切なものであると言える。

本学は、大学付置、学部付置を合わせて 32 研究所を設置しており、大学付置研究所では、国から助成を受け、多くの研究プロジェクトが実施されている。

現在、研究活動の更なる推進のために付置研究所の趣旨等を見直し、付置研究所の統廃合を検討している。その一環として人口研究所については、研究組織体制を見直し、拠点を経済学部から日本大学会館第二別館へ移したほか（資料 2-1）、精神文化研究所及び教育制度研究所については、平成 26 年 1 月 17 日開催の理事会で活動休止とすることを決定した。

また、本学の産学連携活動を推進する組織として設置された産官学連携知財センター（以下、NUBIC）は、「産官学連携知財センター規程」第 2 条に定められているとおり、本学の理念・目的に従って組織されている（資料 2-2）。

2 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

[評価の視点]

- ・ 教育研究組織を検証する委員会等の設置状況、運営状況

本学の教育研究組織については、各学部等における独自性、自主性を尊重した組織の編成を行っていることから、その適切性についての検証は学部等ごとに行われている。

また、付置研究所については、現在、研究活動の推進のために付置研究所の趣旨等を見直し、付置研究所の統廃合を検討しているが、人口研究所については、所長を学長とし、月に 1 回の割合で運営委員会を開催して将来計画について検討を行っている。

NUBICにおいては、「産官学連携知財センター規程」第 9 条に基づき、運営委員会を設置しており、センター長、副学長（産官学連携知財センター・研究担当）、副センター長、研究推進部長といった学内の要職者が委員となっているほか、弁護士、弁理士等の学外者を委員として委嘱している。

運営委員会は原則として年2回開催しており、NUBICの活動方針を毎年度審議しているほか、特許の出願・登録等の本学の知的財産権の状況、秘密保持契約締結状況、技術移転状況、ロイヤルティの受入状況、受託・共同研究成約状況、公的助成金獲得状況、NUBICベンチャークラブ会員加入状況、セミナー・フェア等の開催・出展実績といったNUBICの活動状況及び収支状況等を報告しており、その都度、NUBICの運営状況を確認している。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

本学の教育研究組織は、学部等ごとの特徴を生かした教育研究に必要な組織が形成されている。

付置研究所である人口研究所は、少子化や低出生に関する研究が世界的にも高く評価されており、2007年に世界保健機関（WHO）から「人口」・「リプロダクティブヘルス（性と生殖に関する健康）」・「開発」に関する3分野でコラボレイティングセンター（共同研究・研修実施機関）に認定され、3つの分野での認定は世界で初めてである。さらに、国際健康寿命協議会（REVES）から国際アジア太平洋地域における研究拠点として認定もされている。また、国際連合人口基金、カナダの政府機関（International Development Research Center）から受託研究を受け、アジアの経済発展を助長する政策立案のためにNTA指標の推計に取り組んでいる。

2 改善すべき事項

本学の教育研究組織については、一層の学修効果・教育効果の向上を図るため、経営的な視点も持ちつつ、学長のガバナンス体制の下、教学戦略委員会をはじめとする全学的な教学マネジメント体制を確固たるものとし、各学部等の最適化を図るべく努める必要がある。

付置研究所については、更なる研究活動の推進のために付置研究所の役割を考慮し、合理的な統廃合を検討する必要がある。また、産官学連携知財センターについては、設置から16年を経過し、成功事例もあるものの知的財産権関連に多額の費用を要しており収支改善が急務である。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

「教学に関する全学的な基本方針」（資料2-3）を受け、当該年度の事業計画と予算編成基本方針との関係性をみながら適切に運用できているかについて、教学戦略委員会を中心に組織的な検証（PDCAサイクルのうちの「C」）を行う体制を構築する必要がある。

付置研究所である人口研究所においては、研究グループを変更し、今後新しいプロジェクトを立ち上げることを予定している。

2 改善すべき事項

教学上のPDCAサイクルを組織的かつ円滑に運用できる体制の構築に向け、他大学における組織体制等を参考に本学の実情に照らして検討を進める必要がある。

また付置研究所については、現在検討している付置研究所の統廃合を引き続き検討する。

4. 根拠資料

- 2-1 日本大学人口研究所規程
- 2-2 日本大学産官学連携知財センター規程
- 2-3 「教学に関する全学的な基本方針」

基準Ⅲ 教員・教員組織

1. 現状の説明

1 大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか。

[評価の視点]

- ・ 教員に求める能力・資質等の明確化
- ・ 教員構成の明確化，編成方針の共有方法
- ・ 教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化

本学の教育理念「自主創造」を実現するため、「本大学の専任教員は、学識経験に富み、研究に忠実で、師表として教育業績、研究業績を有し、かつ積極的に大学運営活動等に参画し、広く社会に貢献しうる者でなければならない」と教員規程に明記している(資料3-1)。

また、各学部等においても、教育理念「自主創造」並びに各学部等における教育研究上の目的を達成するため、教員に求める能力・資質等を明確にして、大学設置基準の教員定数に準拠し、教員の年齢等を鑑みる等の編成を行っている。

2 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

[評価の視点]

- ・ 編制方針に沿った教員組織の整備
- ・ 法令に定める必要専任教員数の確保，年齢構成バランスの適切性
- ・ 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備
- ・ 研究科担当教員の資格の明確化と適正配置（修士，博士，専門職）

主要な授業科目に関しては、教授，准教授を中心に専任教員を配置するなど、各学部等で教育課程に対応した適切な教員を配置している。

また、学校教育法第93条第2項第3号に基づく学長裁定に、教員の教育研究業績審査に関することを定め、教員の適格性について教育研究業績をもとに審査をしている。

3 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

[評価の視点]

- ・ 教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化
- ・ 規程，内規等に従った適切な教員人事
- ・ 本学の教育者・研究者としての適性を図るための審査・選考

教員の募集・採用・昇格に関しては、大学の諸規程に基づき各学部の教育・研究目標の下、それぞれ基準を設けている。基準・手続等が大学の諸規程に逸脱していないか、適正に行われているか、常に関連部署と連携を取り、対応している。

また、平成26年4月1日に助教規程及び助手規程を改正し、1回の任期について、厳格

に「3年のみ」と硬直的であったところ、教員としての育成期間・適性審査期間として学部・学科毎に柔軟に対応できるよう「3年以内」とした（資料3-2～3）。

さらに、学校教育法及び学校教育法施行規則一部改正に伴い、教授会の役割の明確化等の観点から、教員の教育研究業績審査等に関し、平成27年4月1日に教員規程、助教規程、助手規程、再雇用教員に関する規程、日本大学任期制教員規程及び日本大学特任教授に関する規程等の改正を行った（資料3-4～6）。

4 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

[評価の視点]

- ・ 教員の教育・研究、学内運営、社会貢献等の活動状況に対する評価の実施
- ・ ファカルティ・ディベロップメント（FD）の実施状況と有効性

本学のFD推進センターでは、平成24年度から機能別に分化した3つのワーキンググループ（WG）体制（調査・分析WG、プログラムWG、教育情報マネジメントWG）により展開している。具体的な施策の展開においては、「自主創造の理念の下に日本大学を取り巻く外的諸要因をも分析して、学問領域単位（学科・専攻等）での教育プログラムを常に見直し、それを実行するため、教員が職員と協働し、学生の参画を得ながら組織的に取り組む諸活動」という本学におけるFDの定義に鑑み、「教職協働」と「学生参画」を意識して進めている。

そうした中、FD推進センター基本計画（中期計画：平成25年度～平成27年度）として、次の事項を掲げ、具体的な施策を講じている。

- ① 日本大学におけるファカルティ・ディベロッパー（FDer）の在り方の検討
- ② 学生参画型FD活動の整備・強化

上記の基本計画（中期計画）をはじめとする全学的あるいは各学部等における諸活動は、毎年実施している「FD等教育開発・改善活動に関する調査」により、実態並びに各学部等のFD委員会委員長等の意識の把握に努め、同調査結果については、全学FD委員会で共有するとともに、FD推進センターウェブサイトでも公表している（資料3-9）。

これらの取組の中でFDの有効性を絶えず検証することにより、教員の資質向上に繋がっていると言える。また、全学的なFD活動を推進する中で、教育（授業）改善に向けた機運を高めつつ、教員の教育・研究、学内運営、社会貢献等の活動状況に対する評価方法等を具体的に検討する必要があると考えていることから、今後の課題として認識している。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

FD推進センター基本計画（中期計画）に基づき諸検討を進める中、「学生参画」「教職協働」を体現する取り組みとして、「日本大学 学生FD CHAmmiT」と「全学FDワークショップ」が挙げられる。いずれも平成25年度から開催しており、過去2回の開催実績を残

している。

「日本大学 学生FD CHAmmiT」は、「学生が変える日本大学」をメインテーマとし、学生に主体性を求めながらも教員と職員が企画・運営並びに実行段階まで深く関わっていることが特徴である。学生・教員・職員が「三位一体」となり、日本大学全体としてよりよい教育（授業）とは何かを考えるイベントとして定着しつつある。本学の規模でかつ組織的な展開を図っている大学は他に類を見ず、導入して間もないにもかかわらず他大学等から一定の評価を得ている。同時に、こうした全学的な取り組みを体験した学生・教職員が自身の所属する学部において具体的な施策に結び付けようとする動きも少しずつ見られるようになってきている。

また、「全学FDワークショップ」は、良質な人材養成のために、各部科校においてFD等教育開発を担当する教職員が一堂に会し、教育分野における概念や手法を取り込みつつ、ニーズに沿った検討を行い、積極的討議と体験を通して、実践的な教育の在り方を修得し、FDerとして学部等で活躍できる人材を育成することを目的とし、教育能力の開発に係る実質的なプログラムで展開している。平成27年度からは、教員に加え「教員と共に協働し、教育能力の開発を企画・運営する職員」も参加者とし、一層「教職協働」の在り方を追求し浸透させていく策を講じている。

これらの取り組みから、全学的なFD活動の実質化に繋がっているものと思料することができ、教員の資質向上を図るための取組みとしての実績を残すと共に、大学全体としての教育の質的転換あるいは質的向上に向けた機運と具体策が浸透してきているものと考えられる。

2 改善すべき事項

前記の事項は、FD推進センター基本計画（中期計画）に基づくものであるが、平成27年度は当該中期計画の最終年度に当たることから、他の事業も含めて実効性等を検証し、次の展開（新たな基本計画の策定等）に向けた方策を検討する必要がある。

さらに、教員の教育・研究、学内運営、社会貢献等の活動状況に対する評価の実施については、その必要性を含めた在り方に関することから検討を開始する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

「日本大学 学生FD CHAmmiT」並びに「全学FDワークショップ」については、同時に進められてきた調査研究内容等に基づき、その効果検証を行って学生の学修効果と教員の教育効果を常に的確に捉え実際の教育活動に活かすと共に、当該取組内容の一層の充実と取組内容に係る学内外への周知・浸透を図るべく努めることとする。

2 改善すべき事項

全学FD委員会調査・分析ワーキンググループで進めている調査研究内容を踏まえ、また、

学生や教職員から意見を聴取し、FD推進センターで展開する諸事業の効果測定を行う必要がある。そのためには、それぞれの事業に関し、「イベント」としてルーティン化することがないように、絶えずより良い内容にすべく工夫をし、多くの学生や教職員に対し文化的に浸透させるよう努める。

併せて、こうした全学的な取り組みや学部等における教育活動、個々の教員が担当する授業内容等を評価する制度を構築し、より良い取り組みを共有化すると共に、本学全体の最適化を図るべく努めることとする。

4. 根拠資料

- 3-1 教員規程
- 3-2 助教規程
- 3-3 助手規程
- 3-4 再雇用教員に関する規程
- 3-5 日本大学任期制教員規程
- 3-6 日本大学特任教授に関する規程
- 3-7 「日本大学 FD 推進センター活動報告書」（平成 24 年度～平成 26 年度）
- 3-8 『日本大学 FD ガイドブック 2015』（Learning Guide, Teaching Guide）
(http://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/effort/fd-center/fdguidebook/)
- 3-9 「日本大学 FD NEWSLETTER」（創刊号～第 8 号）
(http://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/effort/fd-center/fdnewsletter/)

基準Ⅳ 教育内容・方法・成果

Ⅳ－１ 教育目標，学位授与方針，教育課程の編成・実施方針

１．現状の説明

1 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

【評価の視点】

- ・ 学士課程・短期大学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示方法
- ・ 教育目標と学位授与方針との整合性
- ・ 学位授与方針における修得すべき学修成果，その達成のための諸要件等の明示

大学としての学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）については，以下により定めている。

【日本大学学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

日本大学は，本学の教育理念である「自主創造」にのっとり作成された各学部の教育目標に基づく所定の教育課程を修め，以下に定める項目を修得した者に学士の学位を授与する。

1. 多文化，異文化を理解し，グローバル化する知識基盤社会の一員としての自覚を持っている。
2. 社会人として確かな教養と高い倫理感を持ち，論理的な思考力を有し，自らの意見を体系的に説明できる。
3. 自ら問題を発見し，必要な情報を収集・分析・整理して，他者との協働を通じて解決することができる。
4. これまで修得した知識を基に，卒業後も継続して自らが立てた新たな課題を解決する能力を成長させることができる。

【日本大学大学院学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

日本大学大学院は，本学の教育理念である「自主創造」にのっとり作成された各研究科の教育目標に基づく所定の教育課程を修め，以下に定める項目を修得した者に博士又は修士の学位を授与する。

1. 多文化，異文化を理解し，グローバル化する知識基盤社会の一員としての自覚を持っている。
2. 知識基盤社会の構成員として自らの専門における研究能力のみならず，確かな教養と高い倫理感を持ち，論理的な思考力を有し，自らの意見を体系的に説明できる。
3. 自らが発見した問題や直面した問題に対し，リーダーとして他者と協働して体系的な解決策を見だし，それを遂行することができる。
4. これまでに修得した知識及び高い倫理観の下，生涯にわたり専門の学問分野にお

いて指導的な立場から知識基盤社会をリードすることができる。

【日本大学短期大学部学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

日本大学短期大学部は、本学の教育理念である「自主創造」にのっとり作成された各学科の教育目標に基づく所定の教育課程を修め、以下に定める項目を修得した者に短期大学士の学位を授与する。

1. 多文化、異文化を理解し、グローバル化する知識基盤社会の一員としての自覚を持っている。
2. 社会人として確かな教養と高い倫理感を持ち、論理的な思考力を有し、自らの意見を体系的に説明できる。
3. 種々の問題に対し必要な情報を収集・分析・整理して、他者との協働を通じて解決することができる。
4. これまで修得した知識を基に、卒業後も継続して新たに発生した課題を解決する能力を成長させることができる。

これら学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、本学ホームページ上にて公表しており（資料4-1-1）、また、各学部等においても、日本人としての主体性を認識し、その上でグローバル化に対応できる世界的視野で物事を捉え、それぞれが学ぶ領域や活動体験を生かし「自主創造」の気風に満ちた人材の育成を目指すという全学的に共通の理念に基づき策定し明示している。

2 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

【評価の視点】

- ・ 教育課程の編成・実施方針の策定とその明示方法
- ・ 教育目標・学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との整合性
- ・ 科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示

大学としての教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）については、以下により定めている。

【日本大学教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

日本大学は、本学の教育理念である「自主創造」にのっとり設定された各学部・学科の教育研究上の目的を達成するために、各学部・学科において以下に定める項目を踏まえ、体系的かつ幅広い教育課程を編成し、実施する。

1. 国内外の多様な文化・価値観を理解し、グローバル社会への意識付けの礎となる教養教育科目の配置
2. 自ら考え、自ら学び、自ら道を拓く自主創造力養成のために、全学共通初年次教育科目及び各学部・学科における初年次教育科目を礎にした、幅広い教養と高い倫理観を培うキャリア教育科目の配置
3. 社会の変化に対応するための潜在的な能力を覚醒し、自らその力を発揮できるようになるための能動的な学修形態の授業及びコミュニケーション教育の実施
4. 問題解決能力を涵養するための各分野における順次性を考慮した体系的な専門教

育の実践と生涯にわたる継続的な学習姿勢を醸成する教育の提供

【日本大学大学院教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

日本大学大学院は、本学の教育理念である「自主創造」にのっとり設定された各大学院研究科・専攻の教育研究上の目的を達成するために、各大学院研究科・専攻において以下に定める項目を踏まえ、教育課程を編成し、実施する。

1. 学問の発展に寄与する高度な専門知識と卓越した能力並びに幅広い知識と深遠な学識を養うための体系性と専門性を考慮した多彩な科目の配置
2. 高度専門職業人に求められる高い見識と科学的な思考力並びに高次の実務能力を獲得できる教育の導入
3. 研究者ないし高度専門職業人としての競争的環境における自立能力を重視した、きめ細かな研究指導の実施
4. 優れた知性の追究に偏らず、揺るぎない道徳的観念を涵養できる研究倫理や職業倫理を重視する教育・研究指導の導入

【日本大学短期大学部教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

日本大学短期大学部は、本学の教育理念である「自主創造」にのっとり設定された各学科の教育研究上の目的を達成するために、各学科・専攻科において以下に定める項目を踏まえ、専門の学芸を教授し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する教育課程を体系的に編成し、実施する。

1. 国内外の多様な文化・価値観を理解し、グローバル社会への意識付けの礎となる教養教育科目の配置
2. 自ら考え、自ら学び、自ら道を拓く自主創造力養成のために、全学共通初年次教育科目及び各学科・専攻科における初年次教育科目を礎にした、幅広い教養と高い倫理観を培うキャリア教育科目の配置
3. 社会の変化に対応するための潜在的な能力を覚醒し、自らその力を発揮できるようになるための能動的な学修形態の授業及びコミュニケーション教育の実施
4. 問題解決能力を涵養するための各分野における順次性を考慮した体系的な専門教育の実践と生涯にわたる継続的な学習姿勢を醸成する教育の提供

これら教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、本学ホームページ上にて公表しており（資料4-1-2）、また、各学部等においても、日本人としての主体性を認識し、その上でグローバル化に対応できる世界的視野で物事を捉え、それぞれが学ぶ領域や活動体験を生かし「自主創造」の気風に満ちた人材の育成を目指すという全学的に共通の理念の実現のため策定し明示している。

3 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか。

[評価の視点]

- ・ 学内への周知方法とその有効性
- ・ 社会への公表方法とその適切性

各学部等の教育目標については、各学部等で「教育研究上の目的」として定め、日本大学学則に規定している（資料4-1-3）。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）については、日本大学の公式ホームページ上にて公表しており、大学構成員（教職員及び学生等）等並びに社会一般に対し広くに周知している。

4 教育目標，学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

[評価の視点]

- ・ 教育目標，学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性を検証する責任主体・組織，検証方法

日本大学自己点検・評価規程に基づき，3年ごとに大学の自己点検・評価を実施しており，その結果抽出された改善意見については，その翌年度，翌々年度に改善状況を調査し，検証する仕組みを構築している。また，教育課程の変更時には，大学本部の学務部において，教育目標，学位授与方針と照らし合わせ，整合性等を確認している。

2. 点検・評価

1 改善すべき事項

教学戦略委員会，学務委員会及び全学FD委員会の連携体制の下，各学部等の実態を常に把握し，PDCAサイクルの概念に基づき取り組んでいく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

1 改善すべき事項

教学戦略委員会，学務委員会及び全学FD委員会の連携体制の下，各学部等の実態を常に把握し，PDCAサイクルの概念に基づき取り組んでいく必要があるが，大学ガバナンスの考え方により，改めて，責任と権限の在り方を見直して，それが実行できる体制を構築しつつ，専門的な見地から検証する。

4. 根拠資料

4-1-1 日本大学ホームページ「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」

(http://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/disclosure/diploma_policy/)

4-1-2 日本大学ホームページ「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」

(http://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/disclosure/curriculum_policy/)

4-1-3 日本大学学則

IV-2 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

1 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

[評価の視点]

- ・ 必要な授業科目の開設状況
- ・ 順次性のある授業科目の体系的配置とその適切性
- ・ 専門教育・教養教育の位置づけと量的配分の適切性（学士）
- ・ コースワークとリサーチワークのバランス（修士，博士）
- ・ 教育課程の適切性を検証する責任主体・組織，検証方法

大学本部学務部及び各学部等が連携して、大学の教育理念「自主創造」及び各学部等の教育研究上の目的、また、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を確認し、教育課程を体系的に編成し策定している。策定に当たっては、学部長会議を経て理事会の承認を受けている。各学部等においては、当該学部等の学務委員会が中心となり、教育課程に沿った授業科目が適切な内容で必要な授業数が開講されているか、学年配当は適当であるか、などの検証を行っている。

2 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

[評価の視点]

- ・ 教育課程の編成・実施方針と教育内容の関連性
- ・ 学士課程教育に相応しい教育内容の提供（学士・短期大学士）
- ・ 初年次教育・高大連携に配慮した教育内容の実施状況（学士・短期大学士）
- ・ 入学前教育の実施状況（学士・短期大学士）
- ・ 専門分野の高度化に対応した教育内容の提供（修士・博士）
- ・ 理論と実務との架橋を図る教育内容の提供（専門職）
- ・ キャリア教育や実践的な職業教育の実施状況（専門学校）

教学戦略委員会、学務委員会及び全学FD委員会において、それぞれの役割を分担する中でも連携を図り、全学的な見地から具体的な教学改革あるいは教育改善の方策を検討し展開している。

特に、学務委員会に置かれた「全学共通初年次教育検討ワーキンググループ」において、教学戦略委員会答申書(第2次中間答申)の内容を受けて更なる具体的な検討を推し進め、平成26年度から「自主創造の基礎1」を導入し、平成27年度からは全学共通の「ガイドラ

イン」を策定し、反転授業によるアクティブ・ラーニングを実践するためのオンデマンド教材を作成するなど、実質的な展開を図っている。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

本学における教育課程の編成・実施方針と教育内容の関連性について、また学士課程教育に相応しい教育内容を提供しているかについては、教学戦略委員会に「教育開発推進検討ワーキンググループ」を設置し、コース・ナンバリングの整備、アカデミック・カレンダー（学期制）の整備・教育課程の在り方の検討、ループリックの在り方の検討、GPA制度の在り方並びに効果的な活用方法等の体制に入っている。また、学務委員会に「教育の質的転換に向けた検討事項に対応するための専門委員会」を設置し、履修系統図の整備、キャップ制の整備、アクティブ・ラーニングの推進等についての検討体制に入っている。いずれの会議体についても各学部の学務担当等並びに学務部の職員で構成し、“教職協働”の体制で進めている。

こうした検討体制により、学長のリーダーシップの下、大学ガバナンス体制に基づく全学的な教学マネジメントを機能させることに繋がっている。

このほか、初年次教育や高大連携、入学前教育、大学院研究科における教育内容等については、具体的な検討に着手するまでには至っていないが、平成23年7月に策定された「N. グランドデザイン」（資料4-2-1）にはこれらの観点に関する内容も含まれているため、早期に検討体制に入ることを考えている。

2 改善すべき事項

前記の検討体制の下、速やかに検討結果を共有し、各学部等との情報共有・意見交換を行いつつ、できる限り早期に成案の確定並びに実施等に向けて取り組む必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

大学本部において各学部の学務担当等の参画を得て“教職協働”で検討を進める体制を持続させ、近時の文教政策や社会動向等を踏まえつつも実際の教育現場の実情に即した諸策を展開できるように努める必要がある。

そのためには、学務部職員並びに各学部教務課の職員に必要な一定の専門性を確立し、その養成にも努める必要がある。

2 改善すべき事項

前記のように現状の組織体制（教育組織、事務組織）の中で最適解を模索していく必要

があるが、真に全学的な教学マネジメント体制を構築するための組織体制並びに必要な人材等を検討し、組織的かつ継続的に教育改善等を講じることができるよう努める必要がある。

4. 根拠資料

4-2-1 日本大学ホームページ「N. グランドデザイン」

(http://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/policy/education_strategy/vision/)

IV-3 教育方法

1. 現状の説明

1 教育方法及び学習指導は適切か。

[評価の視点]

- ・ 教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用
- ・ 履修科目登録の上限設定，学習・学修指導の充実
- ・ 学生の主体的参加を促す授業方法
- ・ 研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導の実施状況（修士・博士）
- ・ 実務的能力の向上を目指した教育方法と学習・学修指導（専門職）

具体的な方策の一つとして，教員の授業方法改善に対する一助と学ぶ側である学生の主体的な学びを促すことを目的として，FD推進センターが『日本大学FDガイドブック』

（Learning Guide, Teaching Guide）を発行し，本学教職員と初年次学生全員に対して配布している（資料4-3-1）。この冊子において，教員に対しては，授業の進め方や教材等の活用方法の工夫が学生の主体的な学びを促すことにつながるとしている。学生に対しては，教員の指導を受けるだけでなく，主体的な姿勢で授業に臨むことの重要性を説き，教育方法及び学修の在り方について，全ての教職員並びに学生へ周知している。この冊子は，全学共通初年次教育科目「自主創造の基礎1」において，副教材としても活用されている。

また，学修指導を支援する体制として，各学部等において，リメディアル教育科目やスタディスキルズ科目等の開講，学生の基礎学力向上の積極的なバックアップとして学習支援センター等を設置している。

2 シラバスに基づいて授業が展開されているか。

[評価の視点]

- ・ シラバスの作成と内容の充実
- ・ 授業内容・方法とシラバスとの整合性，及びその検証方法

大学本部の学務委員会において，「シラバスの作り方：日本大学版」を策定し（資料4-3-2），記載すべき項目・内容等を提示して，学生にとって授業を選択する上で参考となり，また，学修支援の一助となるようなシラバス作りを各学部に要請している。この内容については，『日本大学FDガイドブック』（Teaching Guide）に掲載し，全教職員等に周知徹底を図っている。

授業科目に係る基本情報，授業内容，教科書等，授業の概要，授業の目的・到達目標，授業の方法，準備学修・授業時間外の学修，授業計画，成績評価の方法及び基準についてシラバスに記載することとしており，また，各授業科目間の整合性，教育目標との関連，記載の不備なども含めて，シラバスの内容について点検するため，各学部等においては第

三者チェックを行い検証している。

3 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

[評価の視点]

- ・ 成績評価方法及び成績評価基準の明示
- ・ 成績評価方法及び成績評価基準の公正性・厳格性の確保
- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性
- ・ 既修得単位認定の適切性

成績評価方法及び成績評価基準については、全学部においてシラバスに明示されており、各学部等において、成績評価方法及び成績評価基準の公正性・厳格性が確保されている。

また、厳格な成績評価、綿密な履修指導による卒業生の質を保証するために、平成17年度からGPA制度を導入している。

なお、FD推進センターにおいて『日本大学FDガイドブック』を発行しており、成績評価の基本的な考え方を提示して教員へ周知し、適切な成績評価と単位認定が行われるようにしている。

4 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

[評価の視点]

- ・ 教育成果の検証方法及び検証結果を教育課程や教育内容・方法に結びつける方策とその有効性

FD推進センターにおいて、毎年、「FD等教育開発・改善活動に関する調査」を全学部・通信教育部・短期大学部並びに全研究科を対象に実施している。同調査では、教育改善等の実情を把握すると共に、教育効果についても訊いており、組織的な改善・改革に結びつけるべく、学内外に広く調査結果を共有している。

また、日頃から、学務委員会や全学FD委員会において、学内外の先駆的な情報を共有すると共に、真に学修・教育効果が向上するような示唆を各学部等に対して行っている。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

教育の質保証に鑑み、また、私立大学等改革総合支援事業において「準備学習に必要な時間又はそれに準じる程度の具体的な学修内容のシラバスへの明記」が調査項目となっていることを受け、本学におけるシラバスの整備については、既に全学部の統一化が図られている。さらに、同事業において掲げられている「学生の学修時間の実態や学修行動の把握の組織的な実施」の項目については、FD推進センターにおいて全学統一調査項目を設定し、

平成27年度から全学部等で実施するなど、組織的に一定の方針を立て具体的な展開を図っている。

2 改善すべき事項

教育の質的転換に向けた諸方策については、「教学に関する全学的な基本方針」（資料4-3-3）として出されたことなどを受け、既に教学戦略委員会、学務委員会及び全学FD委員会で具体的な検討体制に入っているが、それらの検討結果をできる限り早期に公表し意見交換しながら成案に結び付けていく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

本学において、全学的な取組については緒に就いたばかりであるといえる状況の中、いかにして効果的かつ持続的に展開できるかが重要であると考えている。そのためには、学長のリーダーシップの下、全学的な教学マネジメント体制を高次元に活かし、PDCAサイクルの概念で展開していくことが喫緊の課題であるといえる。

2 改善すべき事項

前記のように具体的な検討体制に入っている段階であるが、「教学に関する全学的な基本方針」に基づき、一貫した考え方の下、組織的かつ継続的にPDCAサイクルを展開できる組織体制を構築すべく検討する必要がある。

4. 根拠資料

- 4-3-1 『日本大学FDガイドブック2015』（Teaching Guide, Learning Guide）
- 4-3-2 「シラバスの作り方：日本大学版」
- 4-3-3 「教学に関する全学的な基本方針」

IV-4 成果

1. 現状の説明

1 教育目標に沿った成果が上がっているか。

[評価の視点]

- ・ 学生の学修成果及び目標達成度を測定するための評価指標の開発とその適用
- ・ 学生の自己評価，卒業後の評価（就職先の評価，卒業生評価）

FD推進センターでは、毎年、全学部、通信教育部、短期大学部及び全研究科を対象に「FD等教育開発・改善活動に関する調査」を実施している。

同調査において、各学部等が実施している学生の授業評価アンケートの分析手法や活用法などについて実態を把握した上で検証を行い、優れた活動事例の紹介を学内外に対して広く行っている。学修成果を測定するための評価指標の開発等を行っていないが、学生の授業評価の要因分析を行うとともに、学生による授業評価結果に対する教員からのフィードバックを明確化し、教員からのフィードバックを学生に公開することなどを教育目標に沿った成果を上げるための課題としている。

2 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

[評価の視点]

- ・ 学位授与方針に基づいた学位授与の実施状況とその適切性
- ・ 卒業判定手続きの適切性
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保する方策（修士・博士，専門職）

日本大学学位規程（資料4-4-1）において、本学が授与する学位及び要件等を定め、また、各学部等においては、これとは別に、内規等を制定して、厳格な学位審査及び修了認定を行っている。

また、卒業、課程修了の決定については、学校教育法第93条第2項に基づき、学部教授会等の卒業・修了判定を経て、学部等からの内申により最終的に学長が決定することとなっている。

2. 根拠資料

4-4-1 日本大学学位規程

基準Ⅴ 学生の受け入れ

1. 現状の説明

1 学生の受け入れ方針を明示しているか。

[評価の視点]

- ・ 大学・学部・研究科等の理念・目的・教育目標に基づいた学生の受け入れ方針の策定とその明示方法
- ・ 当該課程に入学するに当たり、修得しておくべき知識等、学生に求める内容・水準の明示
- ・ 本学への入学を希望する障がいをもつ学生や社会人、外国人留学生等、多様な学生の受け入れ方針の策定とその明示方法

文部科学省が「平成23年度大学入学者選抜実施要項」に入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の明確化を示したことを受けて、本学では、入学試験管理委員会の全学的なアドミッション・ポリシー策定のためのワーキンググループでの検討を経て、平成23年度に「日本大学入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」を策定した。以降、本学ホームページへ（資料5-1）の公表や「日本大学進学ガイド」（資料5-2）への掲載等、学内外に周知している。

2 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

[評価の視点]

- ・ 学生の受け入れ方針に基づいた学生募集方法、入学者選抜方法の適切性
- ・ 入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

新聞社等が主催する進学相談会への参加、東京12大学広報連絡協議会や東京・神田5大学広報会議等同僚私立大学との連携による広報・学生募集活動など、様々な形でのPR活動を全国展開している。また、従前より実施している高等学校や予備校等への個別訪問のほかに、近年外国人留学生に対する学生募集活動の一環として日本語学校への個別訪問にも力を入れている。

入学者選抜については、各種入試の試験期日の設定、学力検査実施教科・科目・試験方法等の公表時期、募集要項の発表など、毎年文部科学省が定める大学入学者選抜実施要項に基づき適切に実施している。また、志願者の学習成果を十分に評価できるよう、一般入試のほか一般推薦、付属推薦、AO、社会人、校友子女等多様な入試を実施している。

入学者選抜の実施に際しては、入試問題の統一的な作成基準を示した「入学試験問題作成方針」を毎年定め、主に高等学校学習指導要領に準拠した出題を各学部等へ要請している。また、併せて「入学試験におけるミスの防止等」について方針を示し適切に対応するよう周知している。

3 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

[評価の視点]

- ・ 入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率の適切性
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応の適切性

毎年2月末を目途に、各学部から次年度の入学者選抜にかかる入試期日・科目等について報告を義務付け、各学部等が設定した入試区分別の入学定員について確認している。

また、収容定員の厳格化及び学長ガバナンス強化の観点から、従前より行っている入学者選抜に係る合格内申手続について、適正な入学定員を維持できるようチェック体制を強化する方向で見直しを図っているところである。

4 学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

[評価の視点]

- ・ 学生募集及び入学者選抜について検証する仕組みの確立とその適切性

志願者動向把握のため、当該年度の入学志願者・合格者の実態を調査し、その結果をデータ編及び解説編として報告書にまとめている。これらは学生募集活動のための資料として活用している。

また、出題の適切性や問題の質などについて検証するため、3月末に各学部等の教員で構成される入試問題検討委員会を開催し、教科科目ごとに出題内容と難易度、出題形式、出題数と時間等について検証し、また編集においては問題冊子及び解答用紙のレイアウト・字体・設問の仕方など試験問題の内容以外の事柄に関して全般的な検討を行っている。その検討結果は入試問題検討結果報告書として取りまとめ、次年度以降の入学試験問題作成の参考としている。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

本学で実施している多様な入試のうち一般入試N方式については、平成23年度入試からの導入以来、着実にその規模と志願者数を拡大してきており、特にN方式第1期は、実際に受験した実人数が4,409人（平成26年度）から5,248人（平成27年度）、志願者数は6,289人（平成26年度）から7,414人（平成27年度）と実人数・志願者数共に大幅に増加し、N方式が本学におけるシンボリックな入試として定着していることを示している。

2 改善すべき事項

定員超過率の上限引き下げの方針に対し、入学定員の過剰又は未充足に関する適切な対応を図るため、入学者選抜に係る合格内申手続のチェック体制を見直す必要がある。

また、平成26年12月22日付けで中央教育審議会から出された高大接続の実現に向けた大学入学者選抜等の一体的改革に関する答申（「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育, 大学教育, 大学入学者選抜の一体的改革について(中教審第177号)」）を受け、アドミッション・ポリシーをあらためて見直し、全学一体となった入試改革について検討する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

平成28年度入試では、N方式において新たに医学部、危機管理学部、スポーツ科学部の3学部が参加を予定している。N方式はもともと全学統一入試の位置付けを目指して導入した入試であることから、現在のところ諸般の事情により参加していない学部に対しては、今後N方式への参加を促していく。

2 改善すべき事項

入学者選抜に係る合格内申手続については、合格者決定の際に合否判定の根拠となる資料の提出を学部等に求め、それらを判断材料として適正な収容定員の管理を図っていく。

また、中教審の答申を受けた入試改革については、入学試験管理委員会内にワーキンググループを設置し、その方向性と具体的な方策について検討する予定である。

4. 根拠資料

5-1 日本大学ホームページ「入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）」
(http://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/disclosure/admission_policy/)

5-2 『日本大学 2016年度進学ガイド』

基準Ⅵ 学生支援

1. 現状の説明

1 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

[評価の視点]

- ・ 学生に対する修学支援，生活支援，進路支援に関する方針の明確化
- ・ 修学支援，生活支援，進路支援に関する方針の教職員間での共有方法

(1) 生活支援

本学では、各学部・通信教育部に学生担当が配置され、学部単位で学生生活委員会を組織している。大学としては副学長（学生担当）、学生支援部課長以上の役職者、各学部・通信教育部の学生担当及び学生担当課長を構成員として、日本大学学生生活委員会（以下「本部学生生活委員会」という）を組織している。

本部学生生活委員会において、学部を横断する全学的な学生生活に関する事項を審議し、学部間の連絡・調整を行っている。また本部学生生活委員会において、学生に対する生活支援に関する全学的な方針を審議している（資料6-1）。

学部学生生活委員会においては、当該学部の学生生活に関する事項を審議し、学科間等の連絡・調整のほか、学生への具体的な指導内容を審議している。また、大学全体的な方針を受け、当該学部における具体的な指針も同様である。なお、大学全体と学部における学生生活に関する事項の共有については、基本的には既述である本部学学生生活委員会において年度10回の定例開催をすることで課題の共有化を図っている。なお、個別具体的な問題については、本部学生生活委員会委員だけではなく、学部学生生活委員会委員も含めた研修会を隔年開催し、学生の気質の変化に伴う学生生活面の対応について集中的に検討している。

(2) 学生相談センター

学生相談センターを設置し、カウンセリングの専門家による全学学生への精神保健及び自己成長への支援を行っている。また、学生相談センターは全学部の学生相談室の充実に寄与する役割を遂行している（資料6-2）。

(3) 進路支援

進路支援については、全学を通じて教育理念である「自主創造」の下、本学の誇る約110万人に及ぶ卒業生のネットワークを活かして、ウェブ主体の就職活動ではなく、自ら行動し、リアルなコミュニケーションを行うことを推奨している（資料6-3）。

2 学生への修学支援は適切に行われているか。

[評価の視点]

- ・ 奨学金等の経済的支援措置の適切性
- ・ 障がいのある学生等サポートが必要な学生に対する修学支援措置の適切性

本学の特待生制度は、成績優秀で品行方正な2年生以上の学生を対象とし、甲種と乙種に分かれており、甲種は授業料1年分及び図書費、乙種は授業料1年分を給付する制度である。このほか本部における給付型の奨学金として、古田、ロバート・F・ケネディ、日本大学エヌドット、日本大学アスリート、日本大学付属高等学校等出身アスリート、日本大学事業部、小澤、オリジナル設計、日本大学創立100周年記念外国人留学生の各奨学金があり、平成26年度には251名に給付している。

また学部ごとの奨学金も多数あり、本学全体で70種類を超える奨学金がある。このほか、平成26年度には学外からの給付の奨学金として59団体、貸与の奨学金として72団体から受けている（資料6-3）。

東日本大震災への対応として、平成23年度から、東日本大震災被災者に対し、授業料等の減免を行っており、被災された在学生等が勉学の機会を失わないようにするための措置を講じている。その具体的内容としては、学費支弁者の死亡又は学費支弁者が居住する家屋の全壊、全焼若しくは流失、半壊若しくは半焼の場合に授業料等（授業料、施設設備資金、教育充実料及び実験実習料）の全額免除又は半額免除としている。また福島第一原子力発電所事故についても警戒区域又は計画的避難区域に学費支弁者が居住している場合は、授業料の全額免除（避難が6か月を超えた場合）となっている。

なお、本部学務委員会及び入学試験管理委員会においては、各学部から入試区分別入学者のGPA値、退学者数、留年者数等データの提供を受け、集計・分析を行い、各学部に提供することによって修学支援の一助としている。

3 学生の生活支援は適切に行われているか。

[評価の視点]

- ・ 心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮とその適切性
- ・ ハラスメント防止のための措置

本学では、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害の発生を防止するとともに、人権侵害に関する救済及び問題解決を適正・迅速に実施し、学生及び教職員が、公正で安全かつ快適に学び、教育研究を行い、働くことができる良好な就学・就業環境を維持向上していくために、「日本大学人権侵害防止ガイドライン」（資料6-4）及び「セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針」（資料6-5）を定めている。また、人権侵害の防止・解決を目的とする、内外から干渉を受けない独立した体制として、「人権侵害防止委員会」、「人権救済委員会」、「人権相談オフィス」の3部門から構成される人権侵害防止・解決体制を設置しており、これらの部門が相互に連携を図った上で、防止、啓発活動及び問題の解決に取り組んでいる。

人権侵害防止委員会では、毎年度、人権侵害防止及び人権意識啓発のためのリーフレット・ポスターを作成して学生及び教職員全員に配布・周知しているほか（資料6-6）、学内外の関係分野の専門家である人権アドバイザーが各学部等を巡回し、教職員を対象とした人権侵害等に関する講演会を実施している。なお、平成26年度の実績は下表のとおりであ

る。

月日	開催学部等
5月22日	東北高等学校
7月4日	豊山女子高等学校・中学校
9月25日	文理学部
9月26日	薬学部
10月3日	歯学部

月日	開催学部等
10月8日	三島高等学校・中学校
12月11日	生物資源科学部
1月28日	鶴ヶ丘高等学校
3月6日	藤沢高等学校

このほか、本学学生や附属高等学校等の生徒に人権に対する関心を高めてもらうことを目的とする人権啓発ポスターコンクールを実施しており、審査の結果、最優秀賞作品を次のリーフレットやポスターのデザインに活用している。

また、学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮については、具体的に次のような取組を行っている。

(1) 学生生活実態調査

学生生活実態調査（資料6-7～9）は、昭和63年度を第1回として3年ごとに実施し、実に27年間にわたって9回の分析を行っている。調査内容については、時代の要請を受けて追加・変更を加えた部分があるものの、授業、学生生活充実感・満足度、学外の勉学行動・課外活動、不安・悩み、アルバイトと奨学金、入学から現在までの意識・行動、卒業後の進路という内容で質問内容の変更を極力行わずに構成している。全学部等の学生を対象にランダム・サンプリング調査を行い、学生の意識と行動を理解し、今後の大学づくり及び学生への教育指導の向上のための資料とすることを目的としている。

(2) 学生相談センター

学生相談センターでは、全学学生を対象にカウンセラー（臨床心理士）による精神保健及び自己成長への支援を行っているほか、部科校へカウンセラー（臨床心理士）を派遣し大学全体の相談体制の充実を図っている。

さらに学生に関する保護者や教職員からの相談にも対応・連携することで多角的に学生を支援できる体制を整備している。また学生に対しては、学生相談センター主催によりメンタルヘルス調査を部科校で実施し、心身の健康に対する自己管理の促進及び問題の早期発見・早期支援に繋げている（資料6-10）。

教職員には学生相談に関する研修やシンポジウム（テーマ：発達障がい学生への支援、学生の自殺、アンガーマネジメント）を開催し、学生支援の資質向上を図ると同時に、カウンセラーとの交流や意見交換の機会を設け、学生支援に関する共通理解の促進と連携強化に努めている。

特に、基本的な学生対応の技能と知識を習得する「日本大学インターカー」の養成は、多様な学生への適切な支援の基礎となる人材育成であり、教職員全体で学生を支援する体制の充実に寄与するものである。

(3) 課外活動（全学文化行事）

本学学生及び附属高等学校等生徒の文化的交流により本学への帰属意識を深めることを目的として全学文化行事（NU祭）を実施している。各学部の学部祭実行委員で組織される日本大学全学部等学部祭実行委員（大学生サミット）によって、年度ごとに策定さ

れる全学統一テーマに沿って全学文化行事全体の志向性を図り、各行事が実施されている。全学文化行事企画として、各学部・附属高等学校等学園（文化）祭において統一テーマに基づいた企画の実施及びその各学部（文化）祭ビデオ発表会、日本大学全学部等学部祭実行委員会（大学生サミット）活動、N. 募金活動、絵画・書道展及び書道交流会を実施している（資料6-11～21）。大学生サミット活動において、各学部祭実行委員による情報交換、全学統一企画の企画立案をとおして、日ごろ学部ごとに異なるキャンパスで活動している学生の交流を深めることにつながっている。

(4) 課外活動（日本大学体育大会）

各都道府県が参加する日本大学体育大会は、大学の部11種目、高校の部8種目、教職員の部4種目を行い、それぞれの部門で順位を競う（資料6-22）。大学、短期大学部、附属専門学校、附属高等学校等及び中学校が参加しており、本学の全学行事である。

(5) 課外活動（学生支援部所属学生団体）

本部学生支援部所管の学生団体は、文化団体連合会に所属している13団体、体育団体連合会に所属している6団体の計19団体がある（資料6-23～24）。学生団体には、「日本大学学生支援部学生団体補助金に関する取扱」（資料6-25）に基づき、課外活動に必要な楽器・備品類の支給や諸活動に関する補助金の助成を毎年行っている。また、毎月1度学生団体との打合せ会を開き、大学及び学生団体相互の意見を交換し合い理解を深めている。

(6) 学生の健康管理

本学では、キャンパスごとに保健室を設置している。その保健室担当者を構成員として、各年度に2回、学内において保健室担当者連絡会を開催している。また、学外の研究会への参加の機会を設けている。これらにより学部間の情報交換や保健室業務の質の向上に努めている。

(7) 軽井沢・塩原研修所

本部管理の厚生施設軽井沢研修所は収容人数304名、宿泊部屋数76室、講義室、研修室を合わせて11室、多目的コート・グラウンドを備えている。

また塩原研修所は収容人数128名、宿泊部屋数26室、研修室、ゼミ室を合わせて6室、多目的コートを備えている（資料6-26）。

4 学生の進路支援は適切に行われているか。

[評価の視点]

- ・ 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施状況と適切性
- ・ キャリア支援に関する組織体制の整備
- ・ 関連する国家試験に対する支援体制

学生の進路支援に際し、各学部で主に3年次に就職ガイダンスを実施し、来るインターンシップや就職活動についての指導を行っている。しかし、一部の学部では早期におけるキャリア教育による動機付けや方向付けの重要性から、入学時に就職ガイダンスを実施し、個々の学生が将来の希望進路を明確にすることで、学生時代に必要なスキルアップをイメ

ージさせるためのガイダンスとなっている。また、この就職ガイダンスでは本学の就職情報サイト「NU就職ナビ」の利用方法等について、学生に周知し、有効・有益な就職活動の方法について指導している（資料6-27）。

これらの就職・キャリア支援を総括する組織として、全学部の就職委員長及び就職指導課長（通信教育部は学生課長）で構成される就職委員会があり、全学における就職各種問題の検討や方針の決定等を行うことで、全学部が共通の意識をもって学生の指導にあたる（資料6-28）。

また、公務員試験に関する組織としては、日本大学公務員試験支援センター運営委員会があり（資料6-29）、全学の中で4つの学部にブランチを設置し所属学部を問わず受講できる講座を運営している。さらに、各種セミナーや模擬試験、合宿を行うと共に、国家公務員総合職合格を目指す学生を対象としたコースを設置し、合格者の増加を目指している（資料6-30）。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

平成23年度から実施している人権啓発ポスターコンクールは、例年100件を超える応募があり、最優秀作品を大学内における人権啓発ポスターとして活用し、学内や校内に掲示することにより、教職員や学生・生徒の人権意識向上の一助となっている。

過去9回の学生生活実態調査の実施に際し、原則として質問内容の変更を極力行わず全学を対象にサンプリング調査していることにより、学部ごとの比較に加えて経年による比較分析ができるようデータ収集を行っている。調査結果は本学全体に資料を提供し、大学ホームページにも掲載し公表している（資料6-31）。

全学文化行事である部科校祭ビデオ発表会では、大学・付属高等学校等の全学園（文化）祭の企画ビデオによる発表会が実施され、その会場においてすべての学部（文化）祭を視覚的に感じる機会となっている。その発表会の内容で表彰も行っている。また、オール日大としての帰属意識が醸成される機会にもなっている。

また、本部所属の学生団体（文化団体連合会・体育団体連合会）は、本学の代表として各種大会等において実績を挙げている。これらの学生団体には複数学部の学生が所属しているため、課外活動を通して学部間交流が促進されている。また、卒業式や入学式といった大学行事に補助学生として行事運営のサポートに協力しており、式典における校歌演奏や式典会場の場外整理担当まで、その協力の範囲は広く、大学への貢献度は高いものとなっている。

学生の健康管理に関しては、平成21年に作成した保健室業務の手引書（資料6-32）により、保健室業務の質の向上と安定化が図られている。

奨学金等の支援状況については、日本学生支援機構奨学金を利用している学生は、平成24年度は24,128人（貸与総額は20,263,725,000円）であったが、平成26年度には23,060人（貸与総額は19,051,798,000円）であり、在籍学生数に対する貸与率は両年度とも30%となっている（資料6-33）。

進路支援については、各学部における早期のキャリア支援等の実施に伴い、積極的にインターンシップに参加する学生やキャリアを身につけるイベントに参加するなど、早期に就業意識を持つ学生は以前より増加しており、就職率の増加にも寄与している(資料6-34)。また、公務員試験支援センターの各種行事への参加者数が年々増加しており、本学の進路支援が公務員志望者数の増加にも寄与しているものと思われる(資料6-35)。

2 改善すべき事項

大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令を受け、各学部の特徴を生かした「社会的・職業的自立に向けた指導」の制度化について各学部との調整を行う必要がある。

また、平成26年度における大学全体(附属高校等も含む)の人権相談オフィスに寄せられた相談件数は84件で増加傾向にある。申立て件数は19件で前年度に比べて減少しているが(資料6-36)、特にアカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントに関する相談件数が増加傾向にあることを踏まえると、更なる意識啓発が必要である。

本部の厚生施設である軽井沢研修所・塩原研修所は、東日本大震災直後に下がった利用者数も年々回復している。更なるサービスの向上や利便性を図ることで、利用者の満足度の向上につなげたい。

進路支援に関しては、就職活動において、学生個人が社会の中で行動するための基本的ルールを備えていない学生が最近目立つようになっている。改めてガイダンス等で周知徹底し、本学にふさわしい社会に貢献できる人物となるよう指導する。また、本学の就職情報サイト「NU就職ナビ」の利用度を高めるため、多くの学生が所有するスマートフォン等での使用について再構築を検討する(資料6-37)。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

人権啓発ポスターコンクールの目的は教職員及び学生・生徒一人ひとりに人権に対する関心を高めてもらい、各種ハラスメントやいじめなどの人権侵害のない、より快適な環境を整備することにある。今後も継続して実施することで人権に対する意識向上に努めることとする。

2 改善すべき事項

引き続き人権侵害防止及び人権意識啓発のためのリーフレットを作成・配布するとともに、各部科校に定期的に巡回講演会を開催するよう働きかける。

学生生活実態調査における質問事項については、必要最低限の修正に止め、経年比較による分析が可能となるように努める。また、これまで実施されてきた手法を踏襲し、回収データの内容を純粋に反映できるように継続して留意の上実施する。

課外活動については、今後は、大学各学部及び各附属高校等を含めて部科校間の交流が図れる方策を講じ、企画の充実を図っていくことが必要と考えられる。また、本部学生支

援部所属学生団体の「学部の枠を越えた交流ができる」というメリットを理解してもらうよう各学部への広報活動を強化する。また、優秀な結果を残した団体の活動実績の公表に努め、課外活動の活性化を図る。

学生の健康管理については、保健室業務の手引書について実態調査等を行い、改正を図っていくことが必要と考えられる。

奨学金制度については、大震災や台風等の突発的、局所的な自然災害を想定した包括的な奨学金制度や、実情に即した奨学金制度について検討する。

軽井沢研修所及び塩原研修所については、永年使用による劣化があるが、建物の改修工事等を適宜行い、また機器備品の交換等早めに行い、利用者の満足度を図る。

就職支援については、地方における就職サポート体制の構築として、地方自治体との就職協定の締結等を積極的に計り、相互の協力体制を構築した上で、Uターン・Iターンに関するセミナーの実施や学生の相談に対応できるよう職員の指導も徹底していきたい。

4. 根拠資料

- 6-1 日本大学学生生活委員会規程
- 6-2 日本大学学生相談センター設置内規
- 6-3 『日本大学 2016年度進学ガイド』
- 6-4 日本大学人権侵害防止ガイドライン
- 6-5 セクシュアル・ハラスメント防止に関する指針
- 6-6 人権侵害防止委員会作成リーフレット（学生用・生徒用・教職員用）
- 6-7 「平成24年度学生生活の実態と変遷（日本大学学生生活実態調査報告書）」
- 6-8 「平成24年度日本大学学生生活実態調査報告書 一学部比較編一」
- 6-9 「平成24年度日本大学学生生活実態調査報告書 一単純集計編一」
- 6-10 平成27年度メンタルヘルス調査実施一覧表
- 6-11 「NU祭全学文化行事実施要項」（平成24年度～平成26年度）
- 6-12 平成25年度NU祭全学文化行事実施要項
- 6-13 NU祭全学文化行事実施要項
- 6-14 「2014NU祭全学部等学部祭実行委員会夏期合宿（大学生サミット）についての報告」
- 6-15 平成26年度日本大学全学文化行事N. 募金について
- 6-16 2014年度募金目録贈呈及び感謝状授与式報告
- 6-17 UNHCR協会感謝状
- 6-18 N. 募金活動紹介（UNHCR協会）
- 6-19 平成26年度日本大学全学文化行事N. 募金について
- 6-20 絵画・書道展入賞者報告（2013年度及び2014年度）
- 6-21 2014NU祭書道交流会についての報告
- 6-22 平成27年度日本大学体育大会種目別協議会 日程・会場・参加部科校
- 6-23 平成27年度学生支援部所属学生団体一覧

- 6-24 日本大学本部（学生支援部）所属学生団体の紹介（1， 2）
- 6-25 日本大学学生支援部学生団体補助金に関する取扱
- 6-26 2015日本大学厚生施設案内
- 6-27 平成27年度就職指導関係行事予定表
- 6-28 日本大学就職委員会規程
- 6-29 日本大学公務員試験支援センター設置内規
- 6-30 公務員試験支援センターガイドブック
- 6-31 日本大学ホームページ「学生生活実態調査」
(http://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/disclosure/research/)
- 6-32 保健室業務マニュアル 2009年版
- 6-33 日本大学日本学生支援機構奨学金（貸与率・貸与） [平成24年度・平成26年度]
- 6-34 平成25・26年度学部別就職率
- 6-35 平成26年度公務員試験支援センター主催行事参加者数一覧
- 6-36 平成26年度人権侵害相談概要
- 6-37 NU就職ナビリーフレット

基準Ⅶ 教育研究等環境

1. 現状の説明

1 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

[評価の視点]

- ・ 学生の学修及び教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化，教職員間での共有方法
- ・ 校地・校舎・施設・設備に係る大学・学部等の整備計画
- ・ 未使用校舎・講堂等の有効活用計画

本学は、学術領域も多岐に渡る多くの研究科や学部等を擁し、それぞれのキャンパスも独立しているため、一律の教育研究等環境の整備に関する方針を決定することは、不可能である。したがって各学部等が各々の教育研究戦略や立地条件、学生数、教員数等の組織規模等に従った環境の整備を実施するという体制を構築している。

本部としては、各学部等が環境整備に関する方針や計画を立案する際に関連した様々な情報の提供を行い、また専門的な立場から支援を行っている。

なお、学生の学修や教員の教育・研究活動が十分に行うことができるようなIT環境整備のために、総合学術情報センター情報事務局では、「日大WAN（広域ネットワーク）運用・管理」、「統一認証システムの運用・管理」及び「遠隔授業の実施」を平成24年度から平成27年度の事業計画とし、日々取り組んでいる。この事業計画は、本学ホームページや「日本大学学報」に掲載され、教職員間で周知・共有されている。

2 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

[評価の視点]

- ・ 校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成
- ・ 校地・校舎・施設・設備の維持・管理及び安全・衛生・防犯・防災に関する責任体制の確立とシステムの整備状況
- ・ 施設・設備面におけるバリアフリーの整備状況

本学は、全ての学部等で設置基準を上回る十分な校地・校舎及び施設・設備を有している。また、多くの学部等で老朽化及び耐震化に伴う校舎の建替えや新たな教育研究に対応した施設を新築するなど、キャンパス整備が進められているが、本部には、建築、電気、設備の資格を有した専門職員、不動産管理の専門職員等を配し、キャンパス整備計画が適切に行われるよう設計、施工監理、不動産管理やサポート等を行っている。更に、施設・設備等の維持管理、防災、耐震、安全衛生の確保等についても、本部から学部等へ情報を提供し、各々の学部等が適切に管理運営できるよう必要な助言を行っている。

3 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

[評価の視点]

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の体系的整備及び量的整備の適切性
- ・ 図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置状況
- ・ 開館日・時間、閲覧座席数、情報検索設備などの利用環境とその適切性
- ・ 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

総合学術情報センター情報事務局は、部科校図書館の統括及び連絡・調整をはじめ、全学の教員、学生を対象とした学術情報サービス機能の向上を目指している。そのため、電子資料（電子ジャーナル、データベース、電子ブック等）の大学一括契約を締結し、その全学利用を推進するとともに、法人システムとして位置付けた全学共通図書館システムの第3期として更新（平成26年度から）を実施し、全学導入を図っている。さらに全学図書館の所蔵データ及び契約電子資料等を包括的に検索するディスカバリサービスを導入し、利用者が使い易い学術情報の基盤整備と電子情報の適正な整備を図っている。

平成25年4月、学位規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学位論文をインターネット公開するために平成25年10月に総合学術情報センター内のサーバに機関リポジトリを立ち上げた。本学公式ホームページ上にバナー（リポジトリ）を設け、インターネット公開している（平成25年から平成26年まで搭載学位論文は379件）。

学位論文の搭載及び公開については、学務部学務課に協力を依頼している。

学位論文の機関リポジトリからのインターネット公開は、順調に運用が進んでいるため、平成27年から紀要論文の搭載に取り組んでいる。今後は研究論文の搭載を検討する予定である。

図書資料については、学部図書館とは異なり、重要文化財「後撰和歌集」「拾遺和歌集」や重要美術品「古今和歌集」「源氏物語 宿木」等の貴重書資料をはじめ本学関係資料や荷風文庫、黒川文庫、トインビー文書、ケルムスコットプライベートプレス等、各種コレクション等を中心に収集・整備している。新たに、「明月記」「長秋詠藻」（共に平成24年度新指定）、「土御門院御集」（平成25年度新指定）、「六百番歌合」（平成26年度新指定）が重要文化財に指定された。また、総合学術情報センターは、本部の附属機関のため特定の利用者を擁していない等の事由から、閲覧スペースや座席等、情報検索設備等は比較的小規模なものとなっている。しかしながら、司書を3名配置しており、今後も特色ある図書資料を重点的に整備するとともに、貴重書室やマイクロ資料室を設け、利用目的に則した設備や機器の整備を図り、教育研究活動の支援体制を強化していく。また、他大学・他機関との相互協力を実施し、必要な資料の文献複写、現物貸借を実施している。

情報の受発信基地として、貴重書資料の電子化を実施し、本学の学術情報資料を学内外に情報発信し、教育研究活動の支援体制を整備する。全学共通図書館システム並びに機関リポジトリ共に、システムは、情報事務局の仮想サーバ上にあり、情報基盤としてのネットワーク整備が図られていることに伴い、導入可能となっている。

専門的能力を有する司書有資格者の高齢化や定年退職に伴い、学部への司書有資格者の配置状況は、不在又は各学部1名程度である。

4 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

[評価の視点]

- ・ 教育課程の特徴，学生数，教育方法等に応じた施設・設備の整備状況
- ・ ティーチング・アシスタント（TA），リサーチ・アシスタント（RA），技術スタッフなど人的配置の適切性
- ・ 教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保
- ・ 研究成果を発表する機会の確保，支援措置の適切性

本学は，ポスト・ドクトラル・フェロー規程（資料7-1），リサーチ・アシスタント規程（資料7-2），研究員規程（資料7-3），客員研究員規程（資料7-4）を整備しており，若手研究者の育成を推進すると共に研究推進を支援する体制が取られている。

研究成果の発表として，共同研究及び受託研究等の締結等の具体的な連携に向けた企業関係者との交流の場として多数の参加者によるポスターセッションを開催している。

5 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

[評価の視点]

- ・ 研究倫理に関する学内規程・内規等の整備状況
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営状況の適切性

○ 研究活動・研究費に関する倫理について

(1) 研究倫理に関する学内規程・内規等の整備状況

研究活動の倫理については、「日本大学研究倫理ガイドライン」（資料7-5）及び「日本大学における研究データ及び研究成果の取扱い指針」（資料7-6）により行動規範を定めている。さらに、「日本大学研究不正行為防止宣言」（資料7-7）を定め，これを学内外に広く周知することで，本学が研究不正に対し厳正な姿勢を持って臨むことを明らかにし，研究不正行為の抑止力向上を図っている。

研究費の倫理については、「日本大学における研究費等運営・管理内規」（資料7-8），「日本大学における研究費等運営・管理要項」（資料7-9）及び「日本大学における研究費等の取扱いに関する内規」（資料7-10）等を定め，ルールの一貫化や責任体系の明確化を図っている。また，これらの規程等に則った研究費執行マニュアルとして「研究費の取扱い手引き」を作成することにより，研究者に分かり易く周知し，適正な執行に努めている。さらに，「日本大学における研究費不正使用防止計画」（資料7-11）により，不正発生要因を把握し，その具体的な対策を示している。さらに，研究費不正使用防止を啓発するため，不正使用の事例や留意事項を説明した「研究費不正防止ハンドブック」（資料7-12）を作成した。

また，実際に研究不正行為（論文等のねつ造，改ざん，盗用及び研究費不正使用）が起きた際の対応を「日本大学における研究活動の不正行為対策に関する内規」（資料7-13）で定めている。

(2) 研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性

研究委員会の専門部会として、コンプライアンス専門部会及び研究者倫理専門部会を設置している。

コンプライアンス専門部会は、不正防止計画の策定や研究不正行為への対応など研究活動に関するコンプライアンス運営の役割を担っており、研究者倫理専門部会は、研究者としての行動規範の策定に関するWGとしての役割を担っている。なお上記専門部会は、必要に応じて随時開催している。

○ 実験に関する倫理について

(1) 研究倫理に関する学内規程・内規等の整備状況

実験に関する全学的な規程等として、「日本大学遺伝子組換え実験実施規程」（資料7-14）、「日本大学動物実験運営内規」（資料7-15）及び「日本大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理内規」（資料7-16）を定めている。

なお、動物実験に関しては、「日本大学動物実験運営内規解説」（資料7-17）を作成し、内規をより具体的に理解できるようにしている。また、平成26年度には実際に実験を行う際の手順書として「動物実験マニュアル」を作成した。

(2) 研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性

遺伝子組換え実験の全学的な委員会として「日本大学遺伝子組換え実験安全委員会」を設置している。同委員会では、学部から申請される学長が承認すべき実験や文部科学大臣の確認を必要とする実験について、その適正性を審査している。

動物実験の全学的な委員会として「日本大学動物実験委員会」を設置している。同委員会では、学部委員会において承認された実験計画について、審査結果を検証し、学部委員会にフィードバックしている。これにより、学部委員会の審査基準の標準化を図っている。

人を対象とする医学系研究の全学的な委員会については、「日本大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理内規」（資料7-16）を作成し「日本大学研究委員会」がその役割を担っている。同委員会では、国の定める指針等に適合していない内容で重大な事象が発生した場合や予測できない重篤な有害事象が発生した場合において、学長の諮問を受け、答申・上申及び助言を行うこととなっている。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

各学部等では、各々の教育研究戦略や立地条件に従った環境の整備を着実に実行してきており、最新の設備に加え、耐震も含めた安全、安心な施設になってきている。

学部等の環境整備に対しては、人事異動により各学部等の管財課に管財業務に精通した職員が少ないところもあるが、本部管財部の職員がサポートすることで、各学部等の教育研究戦略に従ったキャンパスの整備や日常的な施設・設備の維持管理が効果的に行われている。

また、校地については、未利用地を利用し、地方の優秀な学生を獲得するための学生寮の整備など計画・実施している。

総合学術情報センターでは、電子ジャーナル、データベースの導入や次期全学共通図書館システムの導入等、学術情報を利用するための情報インフラの整備が実現しており、学術情報の流通基盤整備と提供システムの拡充が図られ、利便性が向上している。

現在、全学部で利用可能な電子ジャーナルは42,738種であり、体系的整備はほぼ完了している。また、平成26年度から全学部を導入した次期全学共通図書館システムも順調に稼働しており、平成27年度には新学部にも導入を予定している。

電子ジャーナルの導入により、書架スペースの狭あい化に対処することが可能となったほか、機関リポジトリを立ち上げ、平成25年から平成26年の2年間で379件の学位論文をインターネットで公開している。公開された学位論文は、国立国会図書館やNII（国立情報学研究所）のJAIRO（日本の学術リポジトリデータベース）、NIIのCiNiiArticles（記事論文検索データベース）の対象ともなり、広く利用されることになり、オープンアクセス化を推進している。

また、全学の図書・学術雑誌・電子ジャーナル・データベース等の情報を包括的に検索できるディスカバリサービスを導入し、学部図書館間の協力体制の強化と利用者サービスの向上を図っている。次期全学共通図書館システムとの連携も強化し、更に便利で利用しやすい図書館システムを提供している。

総合学術情報センターの目的と意義を考慮すると、十分な図書資料を体系的に収集・整備しており、教育研究活動を支援するための必要かつ十分な図書資料を所蔵し、利用に供している。貴重書資料、本学関係資料、マイクロ資料等についても収集・整備を進めており、マイクロフィルムイメージスキャナや学術資料のデジタル化のための新型機器を整備し、利用目的に合わせた環境を提供して利用者の利便性を図っているほか、学術情報資源のデジタル化作業を推進してネットワーク上にデジタルミュージアムを開設することで、総合大学の利点を生かして学部からのコンテンツ充実も図っている。

本学として、NIIの学術認証システムに参加し、キャンパス外からも電子ジャーナルを利用できる環境を提供し、利用環境の向上に努めている。

なお、本学の教学方針であるアクティブ・ラーニングに必要なラーニングコモンズへの人的支援体制を整備するためには、専門的能力を有する司書有資格者の採用、各学部への配置が望ましい。

専任教員による研究費の執行については、研究費執行マニュアルである「研究費の取扱い手引き」を全教員に配布しており、全ての学部において、統一したルールの下に研究費の執行がなされている。

研究費不正使用防止の啓発については、「研究費不正使用防止ハンドブック」を全教員に加え、大学院生にも配布し、意識向上を図っている。さらに全教員を対象に同ハンドブックを教材としたコンプライアンス教育を平成26年度から実施している。

実験に関する倫理に関しては、遺伝子組換え実験安全委員会を毎月第4金曜日に開催しており、学部からの申請により機関承認や大臣確認が必要な案件を審査し、審査の結果、計画書に不備等があった場合は修正を求めるなど、適正な審査が実施されている。また毎年、文部科学省で開催されている遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に

関する法律「カルタヘナ法」に関する説明会に参加し、法令等の適正な運用を図っている。

動物実験委員会は、毎月第3水曜日に開催しており、学部動物実験委員会で承認された計画書について、その審議結果を大学動物実験委員会で検証している。検証結果を学部フィードバックすることにより、全学的に審査基準を標準化している。また、毎年、各学部の施設見学を実施しており、実験動物の飼養保管状況等を確認し、適正な環境が整備されているかを検証している。その他、動物実験に関する自己点検評価や情報公開など、全学的に検討する事項を審議・報告するなど、適正に運営されている。特に、情報公開については、文部科学省「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に基づき、国立大学法人動物実験施設協議会及び公私立大学実験動物施設協議会が定めた項目をホームページ上で公開している。

研究委員会は、毎月第3月曜日に開催しており、人を対象とする医学系研究で重大な事象等が発生した場合は、それを審議する体制となっている。

2 改善すべき事項

本学は学部等が多いこともあり、同時期に様々なキャンパス整備計画が集中して実施されている。時として、それをサポートするために必要な人材が本部管財部で不足することもあるため、学部等の間での実施時期の調整が必要である。

電子資料（電子ジャーナル、データベース、電子ブック等）についての体系的整備はほぼ完了しているが、今後は、利用実績に即した契約の見直しを実施し、量的整備の適切性を図る必要がある。また、新たに導入したディスカバリサービスを利用して、初年次教育も含めた情報リテラシーの向上、具体的には、電子資料の利用者教育の強化と利用率の向上に努める必要がある。

また、研究費に関する倫理については、様々な取組を実施して意識向上の対応が図られているが、研究活動に関する倫理については、文部科学省のガイドラインが平成26年8月26日に策定されたため、啓発活動を一層充実する必要がある。

動物実験に関する基本的なルールについては、「日本大学動物実験運営内規」で定めているものの、外部検証において受けた指摘事項について年次計画等を立てて改善する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

専任職員だけでなく、任期制職員制度等も利用し、キャンパス整備計画をサポートするための幅広い知識と技術力をそなえた専門職員の採用を行うことを検討する。更に、OJT等の教育により、管財部職員の能力向上を図る。

学術情報サービスについては、学術研究の高度化、国際化、多様化に対応して、学術情報の流通基盤と提供システムをより充実していく。また貴重書資料をはじめとする学術情報資源を学内外への情報発信することにより、より利便性の高い利用環境を提供する。

なお、本学の教学方針であるアクティブ・ラーニングに必要なラーニングコモンズへの

人的支援体制を整備するために、在職者を対象に通信教育等による司書資格取得の推進を図る。

研究費の執行については、各種ルールを制定し、研究費の取扱い手引きを作成することで、全学的に統一したルールが浸透しているところであるが、研究費のルールは、世の中の情勢の変化に対応しつつ、常に見直しを行う必要がある。特に、「日本大学における研究費不正使用防止計画」は平成20年3月策定されてから改正されていないため、現状に合わせた見直しが必要である。また、研究費不正使用防止の啓発については、関係者の意識が低下していくことを防ぐため、平成26年度から実施しているコンプライアンス教育を継続していく必要がある。

動物実験については、概ね、審査基準の標準化を達成することができたが、引き続き、審査基準に格差が発生しないような取組を実施していく必要がある。その方策として、過去の実験計画等を容易に閲覧できるよう承認された実験計画等のアーカイブ化を検討している。なお情報公開については、継続して公開に努める必要がある。

2 改善すべき事項

本部管財部におけるサポート体制の整備については、本部管財部の一部の業務補助等を外部へ委託するなど、業務の見直しが必要である。

学術情報サービスについては、電子資料（電子ジャーナル、データベース、電子ブック等）の契約見直しを進め、量的整備の適切性を図る。また、導入済みの電子資料の利用を更に推進するため、全国的な調査や活動に参加し、利用者の意識を高めるとともに、利用講習会等を通して積極的な利用者支援を行う。利用講習会の実施や利用者教育の強化を図る。

研究活動における不正・不適切行為を防止するために、文部科学省のガイドラインに定める倫理責任者の配置などの体制整備や定期的な倫理教育の実施が必要である。

動物実験については、当初、様々な運用方針が定まっていなかったことから、平成21年4月に「内規」として運用を開始したが、その後、内規改正を重ねた結果、概ね、軌道に乗ったので、規程化に向けて検討していく必要がある。

4. 根拠資料

- 7-1 日本大学ポスト・ドクトラル・フェロー規程
- 7-2 日本大学リサーチ・アシスタント規程
- 7-3 日本大学研究員規程
- 7-4 日本大学客員研究員規程
- 7-5 日本大学研究倫理ガイドライン
- 7-6 日本大学における研究データ及び研究成果の取扱い指針
- 7-7 日本大学研究不正行為防止宣言
- 7-8 日本大学における研究費等運営・管理内規

- 7-9 日本大学における研究費等運営・管理要項
- 7-10 日本大学における研究費等の取扱いに関する内規
- 7-11 日本大学における研究費不正使用防止計画
- 7-12 研究費不正使用防止ハンドブック
- 7-13 日本大学における研究活動の不正行為対策に関する内規
- 7-14 日本大学遺伝子組換え実験実施規程
- 7-15 日本大学動物実験運営内規
- 7-16 日本大学における人を対象とする医学系研究に関する倫理内規
- 7-17 日本大学動物実験運営内規解説

基準Ⅷ 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

1 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

[評価の視点]

- ・ 産・学・官等との連携の方針の明確化
- ・ 地域社会への連携・協力量針の明確化

(1) 産学官連携に対する方針

本学の産学連携活動を推進する組織として設置された産官学連携知財センター（以下、NUBIC）では、本学の「産学官連携ポリシー」（資料8-1）に基づき、産学官の連携方針を「産官学連携知財センター規程」（資料8-2）において「技術に関する研究成果等の民間事業者への移転を推進する機関として、国内外の研究機関はもとより国及び地方公共団体並びに産業界との積極的な連携・協力を行うことにより、本大学の研究活動の活性化、産官学連携の推進、新産業の創出等を通じて社会への貢献を図るとともに、知的財産にかかわる利益相反の調整を行い、もって我が国経済の発展及び学術の進展に寄与すること」と定めており、産・学・官との連携方針を明示している。

(2) NUBICの活動方針

NUBICは、その前身組織である「国際産業技術・ビジネス育成センター」（平成10年10月設置）が、設置とほぼ時を同じくして我が国第1号のTLOとして承認されて以降、現在に至るまでに産学官連携・知的財産活動のフロントランナーとして、本学の特徴である①医歯薬学系、生物学系、理工学系、人文社会学系、芸術学系を備えた大規模総合大学としての分野の拡張性、②学部・キャンパスが多く地域に所在することによる地域との近接性、を最大限に活用した「知の社会還元」による社会貢献の推進を目指している。

そのためNUBICでは、次の事項を具体的な活動方針に掲げ、この活動方針に基づき技術移転の促進、産業界等との共同研究等の必要な事業を展開している。

- 1 効率的・効果的な知的財産活動の実施
- 2 本学の強みである「地域との近接性」及び「事業化」を活かした地域における産学官連携活動の推進・強化
- 3 外部研究資金の獲得、受託・共同研究など研究分野における産学官連携の活性化

(3) 地域社会への協力量針

地域社会への協力に対する方針は、前掲「産学官連携ポリシー」において「日本各地にキャンパスを持つことを本大学の強みとして生かし、従来以上に地域産業・経済と積極的に連携・協力し、地域社会に貢献する」と定めており、この方針に基づき地域連携活動を実践している。

文部科学省「産学官連携戦略展開事業（戦略展開プログラム）―特色ある優れた産学官連携活動の推進―」（平成20年度～平成24年度の5か年事業。なお、平成22年度から

「大学等産学官連携自立化促進プログラム」に事業名称変更)に採択され, “地域”をキーワードの一つとして推進体制の整備・事業化の促進に注力してきており現在, 工学部が所在する福島県, 理工学部(船橋校舎), 生産工学部, 松戸歯学部及び薬学部の4学部が所在する千葉県, 生物資源科学部が所在する神奈川県で, 各地域の学部及び関係機関と連携し, 地域連携活動を実践している。

2 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

[評価の視点]

- ・ 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動の実施状況
- ・ 学外組織との連携・協力による教育研究の推進状況
- ・ 地域交流事業等への積極的参加
- ・ 社会連携・社会貢献の適切性を検証する仕組みの確立とその適切性

本学では, 各学部等における教育研究内容を生かし, 所在地域のニーズを踏まえて, 市民公開講座, 図書館公開講座, エクステンション講座を開催するほか, シンポジウム, フォーラム等も開催し, 教育研究の成果を地域住民に還元している。

上述したNUBICにおいては, 本学における自由な発想に基づく独創的な研究や社会的要請に応える研究等により得られた成果を積極的に活用して産学官連携を推進することを目的としているが, その目的を達成するために以下の活動を行っており, これらの活動を通じて本学の研究成果を社会に還元している。

- (1) 知的財産の権利化
- (2) 知的財産情報の開示
- (3) 産業界のニーズへの対応(共同研究・受託研究, 技術移転等)
- (4) 地域連携活動

(1) 知的財産の権利化

NUBICでは, 本学研究者からの発明届の提出を受け, センター内に設置する「審査専門委員会」の議を経て, 発明を大学で承継して権利化すべく国内外に出願している。平成26年度の出願件数実績は, 国内出願件数58件, 国外出願件数27件である。国内外に限らず, 出願については技術移転の可能性を重視して審議していることから, 最近はいずれも漸減傾向にあるが, 平成10年のNUBIC設立以降, 国内外の出願件数の累積は2,500件を超えており, 本学の研究成果を着実に社会に還元している。

(2) 知的財産情報の開示

権利化された知的財産情報は, NUBICの会員組織である「NUBICベンチャークラブ」会員に優先的に開示しているが, NUBICが主催, 出展等したフォーラム等に来場した企業等に対しても情報を提供している。また, NUBICホームページにも知的財産情報を掲載しているが, 発明の案件ごとに技術分野, 適用製品, 目的, 技術概要が記載された情報を得ることができるだけではなく, インターネットから技術移転等の各種相談への申込みが可能となっている(資料8-3)。

(3) 産業界のニーズへの対応（共同研究・受託研究，技術移転等）

① 共同研究・受託研究

技術に関する研究成果等の大学の知的財産を社会に公開し，国内外の研究機関や産業界との連携・協力により，本学の研究の活性化及び新産業創出等による産業界への寄与を目的に，企業や地方公共団体等との共同研究，受託研究や競争的資金の獲得に積極的に取り組んでいる。

NUBICでは，平成10年の設立から平成26年度末までに，累計で654件（約1,160,970千円）の多様な受託・共同研究契約が成立及び競争的資金を獲得している。平成26年度においては，受託・共同研究の契約件数及び競争的資金の獲得件数は32件，研究費総額は約49,963千円であり，前年度に比べて件数及び金額ともに減少した。

② 技術移転等

NUBICと企業等で締結した技術移転契約の件数は，平成19年度をピークに年々減少傾向にあるが，平成26年度における契約件数は21件と前年度の件数（21件）と変わらず，ここ数年は横ばい傾向である。また，ロイヤルティ収入については，平成17年度以降，毎年度40,000千円を超える金額を受入れており，特に，平成24年度から平成26年度については，80,000千円以上となっており，本学の研究成果が着実に活用されていると考えられる。なお，文部科学省「平成25年度 大学等における産学連携等実施状況」（資料8-4）によれば，本学の特許権実施件数及びロイヤルティ収入は，特許権実施等件数において私立大学第2位（全大学では第10位），ロイヤルティ収入においては私立大学第1位（全大学では第4位）である。

(4) 地域連携活動

① 工学部・ふくしま郡山地域

財団法人郡山地域テクノポリス推進機構の協力の下，工学部（福島県郡山市）の構内に設置された「郡山地域テクノポリスものづくりインキュベーションセンター」内に，「NUBIC郡山サテライト」を平成19年に開設して以降，同インキュベーションセンター入居者及び郡山地域の企業等を対象とする産学連携相談会を毎月定例的に開催し，地域の産学官連携の促進に努めている。また，「NUBIC郡山サテライト」の機能を活用した産学連携相談会の開催，地元関係機関との産学連携に関する会議参加，産学連携関連のフェア等への出展をとおして着実に地域との連携を深めている。

② 千葉県内4学部・千葉地域

NUBICが千葉県内にある理工学部・生産工学部・松戸歯学部・薬学部の4学部の中核となり，大学等と地域の他機関と連携した中小企業との産学連携を促進して新事業・新技術の創出により地域経済の活性化を目的とする「千葉大学サイエンスパークセンター（CSPC）」に平成22年度から継続して参加し，地域関係機関との窓口となっている。なお，CSPCに参画する千葉エリアの大学等の研究機関とは，それぞれにおいて創出された学術研究成果等を広く企業や地域社会に公開し，産学官出合いの機会を設けることを目的としたフォーラムを平成22年度から継続的に開催しており，第6回目となる平成27年度は本学が幹事校となり，平成27年9月11日に生産工学部で多くの地域企業が参加する形で開催する予定である（資料8-5）。

③ 生物資源科学部・神奈川地域

同地域においては、神奈川県内の公的産学官連携支援機関が中心となって県内に所在する大学及び企業との間をコーディネートする仕組み「かながわ産学公連携推進協議会（CUP-K）」があり、本学は平成22年度から継続的に参加し、地域の他機関とともに神奈川県内の企業等の課題解決に向けマッチングを図っている。当該地域においては、同協議会が地域連絡会に相当する機能を有しており、具体的な技術相談への対応も可能となっていることから、当該協議会の活動に参加することで当該地域での地域連携を進めている一方、「未来の食と農を支える首都圏農学系私立五大学」をテーマに、毎年、首都圏農学系私立5大学（本学、明治大学、東京農業大学、玉川大学、東海大学）が合同で「アグリビジネスフォーラム」を開催し、平成22年度から「アグリビジネス創出フェア（主催：農林水産省）」に共同で出展し、農学系の研究シーズ等を発表している。

また、平成25年10月から、生物資源科学部における知的財産・産学連携活動を活性化し、共同研究及び技術移転等を通じ、神奈川県藤沢地域との連携をはじめとする社会貢献を目的に、生物資源科学部とNUBICの相互協力の下、生物資源科学部内の「研究支援センター」に相談窓口を開設した。

なお、地域交流事業としては、毎年、長野県軽井沢市の軽井沢研修所において、大学と地域社会の交流をテーマとして、学術的な講演を内容とする公開講座を開講しているほか、同研修所のテニスコートを使用したテニススクールを開催しており、本学保健体育審議会のテニス部監督及び部員がコーチとなって指導を行っている（資料8-6）。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

工学部・ふくしま郡山地域における産学連携活動は、平成23年3月の東日本大震災及びその後の福島第一原子力発電所事故の影響により、やや停滞する時期もあったが、その活動は順調に継続されており、平成26年度は、NUBIC郡山サテライト機能を活用した産学連携相談会の開催（年14回）、企業を訪問して技術シーズを説明する「出前セミナー」の開催（1回）、福島県産学官連携コーディネーター会議（同会議主催の関連行事への参加を含む）への参加等、ふくしま郡山地域において確立した事業化の実績や具体的成果の“見える化”を促進した。

同地域におけるこれらの産学連携活動を先行事例として他学部・他地域に水平展開されており、千葉県内4学部・千葉地域及び生物資源科学部・神奈川地域では、それぞれ産学連携活動を促進する機能を有する地域連携機関を通じてフォーラムやフェア等を開催しており、順調に地域との連携を深めている。

軽井沢研修所における公開講座については、毎年約60名程度の地域住民が参加しており、公開講座を通じて本学の教育研究成果が社会に還元されているといえる。また、テニススクールについては、これまで23回開催されており、毎年多数の応募者がある。特に最近は、子供から高齢者までの幅広い層の住民の参加があり、地域との交流が図られている。

2 改善すべき事項

本学の出願件数（国内・国外）はいずれも漸減傾向にあるが、その根本的な問題として、発明届の届出件数が平成22年度以降100件を下回っており、研究者約3,000名を擁する総合大学としては必ずしも十分な件数とは言えない。

また、本学においては、大学財政改革を実行中であり、部署を問わず収支の改善が強く求められていることから、限られた原資を有効に活用し、いかに収支改善を図るかが喫緊の課題となっている。これを踏まえ、NUBICにおいても、本学の産学官連携活動及び知的財産活動のパフォーマンスを低下させないことに配慮しつつ、技術移転や公的資金の獲得による収入増への努力と特許出願・維持経費の圧縮等による支出の削減により一層の収支改善を図る。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

平成20年度から平成24年度までに実施してきた文部科学省「大学等産学官連携自立化促進プログラム」による各地域における産学連携活動を継続して実施できるよう体制を維持する。特に工学部・ふくしま郡山地域においては、復興支援のための必要な地元ニーズを収集し、そのニーズに基づいた対応を行う。また、千葉地域及び神奈川地域においては、それぞれに地域に所在する学部と連携しながら、企業ニーズに基づいた活動を行う。

軽井沢研修所のテニススクールについては、年々増加している応募者の中でも特に小中高生の参加が増加していることから、大学の進学ガイド等を配布するなど広報活動等について検討する。

2 改善すべき事項

発明届の届出を促すための方策として、学内における知的財産活動の意義や知的財産制度等に関する啓発を進めるとともに、学部の研究事務課等との連携を強化し、大学が一体となって知的財産活動の推進を図る。

また、更なる効率的・効果的な知的財産活動を実施するため、これまでの知的財産活動で得た経験を生かし、研究成果の権利化に当たってはこれまで以上に活用可能性を重視した特許出願を行う。特に、活用可能性が低い案件、研究面での活用が図られていない案件、実施許諾契約等により活用が図られていない案件等については出願しない（権利化しない）ことで出願・維持費用を抑制する一方で、ロイヤルティの配分率を発明者、所属学部、本部及びNUBICの貢献度を踏まえて適切な配分率に見直すことで、NUBICにおける収入増加を図る。

4. 根拠資料

- 8-1 日本大学産学官連携ポリシー
- 8-2 日本大学産学官連携知財センター規程
- 8-3 日本大学産学官連携知財センターホームページ「知的財産情報 情報開示」
(<http://www.nubic.jp/01ip/03info.html>)
- 8-4 平成25年度大学等における産学連携等実施状況について
- 8-5 千葉エリア産学官連携オープンフォーラム2015 ポスター
- 8-6 第22回日本大学軽井沢テニススクール実施要項

基準Ⅸ 管理運営・財務

Ⅸ－１ 管理運営

1. 現状の説明

1 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

[評価の視点]

- ・ 中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・ 意思決定プロセスの明確化
- ・ 教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化

本学の教育理念である「自主創造」及び本学の「目的及び使命」に基づき、「日本一教育力のある大学」の実現に向けた取り組みを進めている。

平成17年の私立学校法等の改正により、理事会が学校法人業務の最終的な意思決定機関であること及び理事長が代表権を有することが法令上規定されたが、本学においても、平成18年度に規程等の改正を行った。しかしながら、一部に法改正の趣旨が反映されていない規程等が残存していた。そのため、平成24年度において、寄附行為等諸規程の見直しを行い、その際、従前の「総長」は「学長」に読み替え、本学における教学に関する事項を統括する立場であることの位置付けを明確化した。改正後の寄附行為及び諸規程は平成25年度から施行している（資料9-1-1）。

また、平成26年の学校教育法等の一部改正により、学長のリーダーシップを確立することを目途として、副学長・教授会等の職務あるいは役割が改められたことを受け、本学として、法令を遵守した大学のガバナンス改革を推進するため、法改正に伴う本学の基本的な考え方(基本ルール)を平成27年1月に取りまとめた（資料9-1-2）。ここでは、学長は理事会の決定した範囲内で校務をつかさどることとして、学長の権限を明確化すると共に、副学長の職務、教授会の役割等について見直しを行った。

なお、学長は、その権限と責務に基づき、平成27年7月に教学に関する全学的な基本方針を定めた（資料9-1-3）。

本学における意思決定プロセスについては、理事会が最終的な意思決定機関である。しかしながら、法令及び寄附行為の定めに従い、重要な事項については評議員会の議決事項あるいは諮問事項と定めている。ただし、通常業務の範囲に限り、常務理事会において議決・執行している（資料9-1-4～5）。

教育・研究に関する諸事項について全学的な観点から論議・検討する機関として学部長会議を設置している（資料9-1-6）。学部長会議で審議された事項は理事会において最終的に決定することとなるが、教育・研究に限定される校務に関する事項は、学部長会議の審議を経て学長が決定できることとしている。そのため、学部長会議の議案は常務理事会において事前協議し、学部長会議を経た後の決定手順について判断している。

また、学校教育法等の一部改正により教授会の役割が変更されたことを受け、教授会は、学長が教学に関する事項の最終的な決定を行うに当たり、教育・研究に関する専門的な観点から議論し意見を述べる機関であることを明確化し、同法の施行日である平成27年4月1日をもって、本学学則を次のとおり改正した（資料9-1-7）。

- ① 教授会は、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べることとしたこと。
- ② 教授会は学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ意見を述べるができることとしたこと。

また、関連諸規程についても総点検・見直しを行い、法改正の趣旨を適切に踏まえたものに改正した。

ガバナンス改革推進の下、経営上の観点による組織の合理的な運用方針を明確に定めることを目的として、平成27年5月に経営上の基本方針を理事会において取りまとめた（資料9-1-8）。全学一体となって、教職員の意識改革を推進し、前例に拘らない新しい発想で実行することとしており、本学資源の効率運用、教学施策との連携による「日本一教育力のある大学」の実現と顧客満足度の向上、安心・安全なキャンパスの実現を図ることとしている。

これらの管理運営に係る方向性は、関係諸会議において報告するなど、教職員への周知を図っている。

2 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

[評価の視点]

- ・ 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用
- ・ 学長、副学長、学部長・学科長及び研究科長等の権限と責任の明確化
- ・ 学長、副学長、学部長・学科長及び研究科長等の選考方法の適切性

法人全体の管理運営は、日本大学寄附行為（資料9-1-1）、日本大学寄附行為施行規則（資料9-1-9）、日本大学事務職組織規程及び日本大学本部事務分掌規程等の各事務分掌規程により（資料9-1-10～11）、また教学の管理運営は日本大学学則及び日本大学教育職組織規程（資料9-1-12）により行われているが、平成27年4月1日施行の学校教育法及び学校教育法施行規則の一部改正に伴い、学長のリーダーシップの確立の観点から、大学のガバナンス改革を推進させるため、日本大学学則をはじめとする関連諸規程の改正等を行い、平成27年4月1日から施行している。

学長は、学校法人日本大学の設置する学校の教学に関する事項を統括し、校務について、その権限と責任において裁定を行うことが寄附行為及び教育職組織規程において規定されている。また、副学長は学長を補佐し、校務の一部を分掌できることが教育職組織規程において規定されている。

学部長は、学長が定めた基本方針に沿って、当該学部及び附属機関の教育・研究に関する事項を統括すること、研究科長は、研究科の教育・研究に関する事項を管掌することが、

それぞれ教育職組織規程において規定されている。

学長は、寄附行為及び日本大学学長選出規則に基づき選出される（資料 9-1-13）。副学長は、教育職組織規程に基づき任命される。また、学部長は、教育職組織規程及び日本大学学部長候補者選挙規程に基づき選出される（資料 9-1-14）。研究科長は、教育職組織規程により、当該学部の学部長が兼ねる。ただし、独立研究科及び専門職大学院の科長は、教育職組織規程に基づき任命される。

3 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

[評価の視点]

- ・ 事務組織の構成と人員配置の適切性
- ・ 多様化する業務内容への対応策や事務機能を高めるための方策とその有効性
- ・ 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその運用の適切性

本部及び各学部とも独自の事務組織を設置しており、そのため、学部等固有の事情に合わせた組織運用が可能となっている。

事務組織の構成及び役職は日本大学事務職組織規程（資料9-1-10）に定めており、本部では、総務部、学務部、財務部、人事部、学生支援部、管財部、広報部及び研究推進部を設置し、各部に部内の業務を分掌する課を置いている。また、各学部では、庶務課、教務課、会計課、学生課、管財課、図書館事務課、研究事務課及び就職指導課等を設置しており、本部及び学部とも、各課の担当業務は、日本大学本部事務分掌規程（資料9-1-11）あるいは日本大学学部事務分掌規程（資料9-1-15）に定めている。

なお、本部では、日本大学事務職組織規程に定める部以外に、付属機関等の事務組織として情報事務局、保健体育事務局及び校友会本部事務局を設置している。平成26年度までは独立研究科の事務を分掌する大学院事務局を設置していたが、独立研究科の廃止あるいは事務所管の学部移管等に伴い、平成27年度から学務部が分掌している。

また、本部事務組織のスリム化・合理化により事務機能を高めるため、平成22年4月に部署の統廃合等を行い、このとき、多様化する業務に対応する目的で、課の下に係に相当する「室」を柔軟に設置可能として幾つかの室が新設された。この組織改編の結果は、5年後に検証することとしたが、実際の運用では、従前の部署内に業務遂行上の壁を生ずる場合がある等、新たな歪みが認められたため、平成27年4月に改めて事務組織を改編し、それまでの室は、分掌する業務を属する課にて分掌することとして廃止した。

事務職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用については、「職員の採用及び資格等に関する規程」（資料9-1-16）により適切に運用されている。

また、多様化する業務内容へ対応等として、「専任職員（一般職）における特任・特命役職発令に関する内規」（資料9-1-17）により、事務運営の活性化及び円滑化を促進するため、特に必要であると認められるときに、当該職員の能力が上位役職相当と認められる場合や規定上定められていない役職を配置する必要性が生じたときには特任役職を、特に大学が指定する新たな業務を企画、立案及び遂行する者に対しては特命役職を発令している。

4 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

[評価の視点]

- ・ スタッフ・ディベロップメント (SD) の実施状況と有効性

本学における事務職員の意欲・資質の向上を図るための取り組みとしては、人事部研修福祉課が分掌する各種研修と、業務上必要なスキル及び知識の習得を目的とする業務別研修とが実施されている。

(1) 人事部研修福祉課が分掌する研修

① 階層別研修

課長（職務経験3年未満）、課長補佐（職務経験3年未満）、主任（職務経験3年未満）、中堅職員アドバンスト（役職未就任かつ階層別研修10年以上未受講又は何らかの理由により未受講）、中堅（入職7～9年目）、入職5年次、入職3年次、新規採用職員（導入研修（入職前）、入職後研修及びフォローアップ研修の3部構成）の8階層

② 海外研修

管理職、中堅職員、長期の3区分

③ 学外研修への派遣

日本私立大学連盟主催研修（アドミニストレーター研修、業務創造研修、キャリア・ディベロップメント研修）への派遣

④ 通信教育による自己啓発支援制度

大学が指定する通信教育講座から個人が任意に受講し、修了した場合には2万円を上限に受講料の6割を研修助成金として交付

(2) 業務別研修

① 教務業務 [学務部]

教育の質的転換に関するSDの一環として、学務部並びに各学部教務課等の職員を対象に、毎年、教務事務研修会を実施している。教育の質的転換に関する他大学等の取組事例の紹介や自大学等の取組状況の現状の共有など、教務業務に必要な専門知識・能力を向上させるためのSDを目的としている。

具体的には、全体研修として、「日本大学版教育スタンダードの概要と今後の展望」、「全学共通教育プログラム(仮称)の構築に向けて」、「大学の質保証と教務系職員の役割～ラーニング・アウトカムの視点から～」などの講演等による「全体研修」や「全体研修」を踏まえてグループ別にテーマを設定した「グループ別研修」を行い、教務系職員の意欲・資質を「知識・技能・態度」の側面から向上させる施策を展開している。

② 経理業務 [財務部]

毎年度経理事務研修会を開催し、初級グループにおいては基礎的な研修、中級グループでは応用的な研修を行っているほか、個別テーマに絞った実務担当者向けグルー

プを設定しており、経理担当者の知識の向上と自己啓発、本大会計制度の整備充実を図っている。

また、同様に経理担当者を対象に、取扱いが変更された会計処理等について、理解を深めるための勉強会も定期的を開催している。

③ 学生支援業務 [学生支援部]

・ 日本大学学生課職員夏期研修会

本学の学生支援の現状と課題を認識し、学部等の学生課職員としての知識の修得等による資質向上を目的として実施しており、学生課職員の全学的な学生支援体制を構築している（資料 9-1-18）。

・ 日本大学学生生活委員会夏期研修会

本研修会は、事務職員のみならず教員とも学生に関する諸問題について意見及び情報を交換し、学生生活委員として学生の意識や行動に対して理解を深め、学生支援の充実を目的として実施している（資料 9-1-19）。

・ 就職業務研修会

年に一度、就職業務研修会を開催し、就職支援担当者の知識向上並びに学部間の情報共有を行っている。また、学外の団体に所属に研究会等で研修に参加している（資料9-1-20～21）。

④ 管財研修 [管財部]

管財部では年一回本部及び学部等の管財事務担当者による研修会を実施し、外部講師による講演や参加者相互の討議等により知識の向上や問題意識の共有、問題解決策の発見に努めている。また、本部管財部独自の取組として、年2回程度の勉強会を開催し問題解決技法の習得等を行っている。さらに、各課レベルにおいては、外部研修会等への派遣により知識向上に努めている。

⑤ 研究支援業務 [研究推進部]

毎年7月に、各部科校の研究事務担当者を対象に、スキルアップを図るため、科研費の計画調書の点検等の実務研修等を研究事務研修会にて実施している。とりわけ、平成26年度に実施した研修会においては、外部講師を招いて、科研費説明会を題材にしたイベント企画力の向上をテーマとした研修を行った（資料 9-1-22）。

また、夏季期間を除き、毎月第3金曜日に、各部科校の研究事務担当者と研究事務担当課長を対象に研究事務会議を開催し、本部の報告・連絡事項等を行うとともに、不定期ではあるが、会議終了後に分科会を開催し、研究関連システムの講習、安全保障貿易管理の説明会等を実施し、業務の向上につなげている（資料 9-1-23）。

⑥ 学術情報、図書業務 [情報事務局]

総合学術情報センター情報事務局では、従来、「ICTスキルアップ講習会」を定期的実施し、本学教職員のICTに対するリテラシー教育としての機能を果たしてきたが、平成25年度より情報セキュリティ啓発のため講習内容を変更し、情報セキュリティに特化した「情報セキュリティ講習会」を実施している。

また、情報事務局では、毎年2日間、「図書館業務研修会」を実施している。対象は、学部図書館長、副館長、図書委員、学部図書館事務課長、実務担当者、高等学校図書室担当者等である。同研修会は、平成27年までに35回を重ね、その目的は、本

学図書館職員の資質向上と図書館機能の高度化を目指すとともに本学における教育・研究支援体制の強化・充実を図ることとしている。

平成 23 年度からは継続的にテーマを学習支援とし、先進的な取組を実施している講師に講演依頼し、図書館長をはじめ参加者に最新情報を提供している。毎年、初日（講演会／学部活動報告）は約 100 名、2 日目（実務研修会）は、約 80 名程度の参加がある。

司書資格等の専門能力を有する職員の減少・高年齢化で、学部内でノウハウが継承されていかないため、全学的に実務講習会を実施することで、ノウハウの継承を図っている。NII、私立大学図書館協会、文化庁著作権セミナー、古典籍、漢籍等の外部研修等についても学部へ通知し、積極的な参加を要請している。研修会等で得た知識等は、即業務に反映させることが可能である。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

私立学校法改正を踏まえた学内諸規程等の見直しにより、業務の決定機関と執行機関が明確に区分され、それぞれの権限及び責任の所在が明らかとなり、また、学校教育法等の改正に即して本学の考え方を取りまとめたことにより、学長の権限、副学長の職務及び教授会の役割等が明確化された。また、経営上の基本方針を取りまとめたことにより、将来に向けた組織運用の方向性が定まり、大学のガバナンス力が強化されることになった。

本部事務組織の改編を行った結果、縦割りの弊害がなくなり、業務上の連携がとりやすくなった。また、課の中で業務内容に応じた柔軟な業務分担が可能となったため、課の機能が向上し、多様化する業務に対応できるようになった。

また、本学では、「専任職員（一般職）における特任・特命役職発令に関する内規」により、特任又は特命を冠した役職を命じている。この点、日本大学病院（平成26年10月開設）及び新学部（平成28年4月開設予定）の開設に係る新たな業務の企画、立案等が円滑に遂行されるなど、多様化する業務内容への対応策等として、内規が有効に機能している。

また、事務職員の意欲・向上を図るために実施している各種研修においても効果が表れている。

階層別研修においては、平成27年度からそれまでの7階層に加え、役職に就任しておらず階層別研修を10年以上受講していない職員を対象とした「中堅職員アドバンス研修」を新たに導入した。なお、昨今の育児休業等取得者の増加により、階層別研修の受講対象期間に休業等で受講出来なかった職員についても、同研修をもって補完する予定である。また、平成27年度には、3年次研修、5年次研修及び中堅職員研修の3階層において、他大学（中央大学）職員との合同研修を実施した。

教務業務研修である平成27年度教務事務研修会では、これまで主に実施されていた各学部等における実態の把握を目的とした研修方法を見直し、「全体研修」と「グループ別研修」のテーマに一貫性を持たせた上で、KJ法によるブレインストーミングという新たな研修手法を導入して、本研修のアウトカムを達成するためのグループごとのプロダクトを構

築することを目指して実施した。参加者からのアンケート結果によると、こうした研修手法が一定の割合で評価されていることから、教務系職員の資質向上策として有効であると考えている。

学生支援業務研修においては、研修を通じて各学部からの意見を集約し、大学全体としての方向性を探る機会としているほか、教員と事務職員が統一テーマについて討議し意見を交換することで、学生の意識や行動に対して理解が深められている。また、普段は異なるキャンパスに勤務している担当者同士が直接情報交換することにより、他学部の支援策について情報共有しているほか、学外の研修等に参加することで他大学の支援方法などの情報収集を行っている（資料9-1-20、9-1-24）。

管財研修においては、研修勉強会等により多様化している各種の問題に対応できる能力が培われてきている。

研究支援業務研修では、研究事務研修会及び研究事務会議終了後に分科会を開催することにより、研究事務担当者のスキルアップにつなげ、研究事務の質的向上を図っている。

図書館業務研修会では、専門的能力を有する司書有資格職員が高年齢化や定年退職により減少し、学部内でノウハウを継承できなくなっている現状に対応するため、平成22年度から2日目の研修を従来の分科会研修ではなく、実務研修に変更した。その結果、学部の垣根を超えて、ベテランから初心者に向けてノウハウの継承が行われている。平成23年度からは、学習支援を研修会における継続テーマとして、先進的な取組を実施している大学の関係者を講師として迎え講演を行っているほか、講演者の大学図書館を見学する機会を設けることで、学部図書館長や副館長をはじめ参加者が図書館界の現状について知る機会にもなっている。

2 改善すべき事項

教学及び管理に関する業務をそれぞれの学部等が単独で行っており、学部単位の組織運用が可能であるため、学部毎の特徴を発揮しやすくなっているが、一方で、学部間の相互連携のための仕組みが整っていないとは言えないため、全学的な取り組みを行う場合に、総合大学としての力を十分に発揮できていない。

また、実施している研修のうち、管理職海外研修及び長期海外研修については募集人員に対する応募者が少なく、通信教育による自己啓発支援制度についても本学の教職員数に対して受講者数及び修了者数がともに少ない。

教務業務研修においては、本研修を前記のような研修手法で実施し、更なる充実を図るためには、リーダー・サブリーダー等運営側の職員を対象とした事前の研修（打合せ）を充実させる必要がある。また、研究支援業務研修においては、研修会終了後のフォローアップが不十分な部分があるため、研修会終了後に定期的な確認を行う必要がある。

管財研修では、外部研修への参加が特定の職員に限られてしまうなど、取組への個人差が生じている。専門分野については外部でも研修会等があるが、学校特有の問題等について適切な研修機会がないという問題も抱えている。

図書館業務研修会においては、ラーニングコモンズへの人的支援や初年次教育を含めた情報リテラシーの向上など、図書館の在り方も教育への関与へ変わってきているため、研修会の在り方等についても検討する必要がある。また、平成25年度より実施している「情

報セキュリティ講習会」の本部及び各部科校からの参加者は、平成 25 年度は 31 人、平成 26 年度は 11 人と参加者数が少ないのが現状である。これまでの情報管理については、専門の担当者が勉強していれば良かったが、昨今の標的型攻撃の多発や SNS の利用が身近になった今では、教職員一人一人が情報管理の重大さを理解する必要性があり、多くの教職員の講習会への参加が望まれる。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

経営上の基本方針に基づき、人事配置の適正化、部科校間の施設、業務及び財務の共同化、附属機関等の共用化・合理化等、改革の具体化に向けて対応を進めている。

また、教学面における学長の全学的なリーダーシップを進めるため、学長が定めた教学に関する全学的な基本方針を受けて、平成27年9月中を目途に、各学部において、学部の基本計画を策定中である。

なお、経営上の基本方針及び教学に関する全学的な基本方針を実現するために、最適となる事務組織について引き続き再検討を行っている。本部では、平成27年度中に実施する事務組織の大幅な見直しによって、各部署における業務分掌の合理化と機能の強化を図ることとしている。

雇用期間中の勤務成績等が特に優秀である任期制職員については、任期の定めのない専任職員に登用できる新たな職員人事制度の創設及び専門分野の業務実績があり、その業務に精通している即戦力となるべく職員を採用するため、中途採用試験の実施を検討している。

また、階層別研修において「中堅職員アドバンス研修」を導入することにより、研修空白世代へのケアを行うことが可能となった。これにより、若年層での研修以来、階層別研修を受講する機会がなかった職員にも研修の機会を与え、職員の意欲・資質の向上を図ることが可能となった。

中堅、5年次、3年次における他大学（中央大学）との合同研修では、異なる組織風土と文化を持った職員同士が共通の研修プログラムを通し、業務に関する問題意識や業務改善、個人のスキルアップ等に取り組むことにより、学内者だけの研修では得られにくい新たな気付きを促すとともに、所属学部や部署だけに捉われない大学全体の視点に立った考え方を養うことによって、大学職員としての更なる資質向上を図ることが可能となった。

教務事務研修会においては、上述した研修手法を踏襲し発展させながら、将来に向けては、より政策形成に資するテーマ設定と手法により、日常的な業務を超えた専門性を発揮できる教務系職員の養成に向けて研修をデザインする必要がある。

学生支援業務については、学外の研修会等にさらに積極的に参加し研鑽を積むことで、担当者個々のスキルアップを目指す。

また、研究事務研修会の実務研修に初任者コースを設けることで、人事異動等の影響を受けることなく各部科校の研究事務担当者の質の確保につながっており、今後とも継続して実施する必要がある。

図書館業務研修会においては、ラーニングコモンズへの人的支援や初年次教育、学生との協働活動による情報リテラシーの向上に向けて、研修会を充実させることで図書館職員の意欲や資質向上を目指したい。

2 改善すべき事項

全学一体となって改革を推進し、総合大学としての力を発揮するため、今後は、学部毎の特徴を活かしつつ、本部組織が、全学的な視点で相互連携の仕組みについても整備し、強化していく。

海外研修においては、海外研修に派遣されることにより、管理職海外研修では約2週間、長期海外研修では3～6か月の期間、職場を不在にすることになるため、特に長期海外研修では現場の上長や同僚の理解を得るための職場環境作りが必要と思われる。また、通信教育による自己啓発支援制度については、制度としてのメリット（受講料の6割（上限2万円））の周知が足りていないことや職務に直接結びつくスキルアップ講座の導入を進めることにより、受講者数を増やす必要がある。

教務系職員のSDを考えるに当たって重要なことは「教職協働」の視点を捉えることである。従って、教務系職員だけでなく、各学部等の学務委員会委員等の教員をも研修に参画させることにより、教員との関わり方や職員が求められる専門性、教員・職員が一体となった教育改善の方策等を学び実践することに繋げていくことが重要である。

学生支援業務研修である学生生活委員会夏期研修会は、研修会の開催時期が学部行事、授業及び定期試験等実施の関係上、夏期期間に開催することから、早めの日程調整を図り、より多くの学生関係教職員に参加を募りたい。

また、管財研修においては、研修参加への意識向上など啓発活動を行うとともに、業務内容の見直し等により参加機会の向上を図る。

研究事務研修会においては、人事異動等で研究事務担当者が変更となった場合は、研修会に参加できないため、定期的に初任者向けの講習会等を開催する必要がある。

また、図書館業務研修会の運営について、長期的な視野に立ち、研修会の在り方を検討する。情報セキュリティ講習会については、適正な情報管理を徹底するためにも一人でも多くの教職員の参加が必要である。そのためには、関係部署と連携を図り、本学全体として取り組めるような対策等を検討したい。

4. 根拠資料

9-1-1 学校法人日本大学寄附行為

9-1-2 学校教育法及び学校教育法施行規則一部改正に伴う本学の基本的な考え方
(基本ルールの策定)

9-1-3 教学に関する全学的な基本方針

9-1-4 常務理事会規程

9-1-5 常務理事会の運営に関する内規

9-1-6 学部長会議規程

- 9-1-7 日本大学学則
- 9-1-8 経営上の基本方針
- 9-1-9 日本大学寄附行為施行規則
- 9-1-10日本大学事務職組織規程
- 9-1-11日本大学本部事務分掌規程
- 9-1-12日本大学教育職組織規程
- 9-1-13日本大学学長選出規則
- 9-1-14日本大学学部長候補者選挙規程
- 9-1-15日本大学学部事務分掌規程
- 9-1-16職員の採用及び資格等に関する規程
- 9-1-17専任職員（一般職）における特任・特命役職発令に関する内規
- 9-1-18平成27年度日本大学学生課職員夏期研修会
- 9-1-19平成27年度日本大学学生生活委員夏期研修会
- 9-1-20平成26年度就職業務研修会報告書
- 9-1-21平成26年度大学職業指導研究会参加状況
- 9-1-22平成26年度研究事務研修会実施要項
- 9-1-23「大学等における安全保障貿易管理について」（平成26年度第6回研究事務会議での講演）
- 9-1-24平成26年度大学職業指導研究会参加大学名簿

Ⅸ－２ 財務

１．現状の説明

１ 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

[評価の視点]

- ・ 中・長期的な財政計画の立案
- ・ 科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況
- ・ 消費収支計算書（事業活動収支計算書）関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性

中長期的な財政計画の立案については、毎年度の予算編成に当たり、経営状態の趨勢の把握及び将来計画の具現化を目途として、5年間の収支長期計画を作成している。また重要な施設等整備事業の計画立案に際しても、更に長期の収支計画を作成し、整備計画検討委員会において財源確保の状況や整備期間中及び整備完了後の経営状況などを精査したうえで、予算原案への計上の可否を判断している。

消費収支計算書関係比率における「消費支出比率」については、平成23年度において、「文部科学省通知に基づく退職給与引当金計上基準変更」に係る特別繰入を545億円行ったため、一時的に悪化している。また、平成24・25年度においては、幅広い収支改善策の実行により100%を下回ったものの、平成26年度においては、附属病院移転に係る一時的な患者数減少による帰属収入の減少、消費増税による消費支出の増加及び附属病院の収支悪化、安心・安全なキャンパスを実現するための就学環境整備の積極的推進による消費支出の増加があり、100%を上回った。なお各年度の「教育研究経費比率」は全国大学法人の平均値と比べ良好といえ、平成26年度においても就学環境整備の積極的推進により高い比率となっている。

以上のように、「消費支出比率」については、積極的な就学環境整備などの特殊要因を除くと100%を下回っており、また、貸借対照表関係比率での「自己資金構成比率」及び「総負債比率」についても、医歯他複数学部系大学の全国平均並みの比率となっており、教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤が確立されている。

外部資金の獲得については、学内の公募情報システムに加え、諸委員会において公募の周知構想調書等の申請に対する支援を積極的に行っている。これにより特に科学研究費助成事業については、大学・短期大学を合わせて平成24年度577件/108,137万円、平成25年度には595件/110,664万円、平成26年度は623件/112,317万円と外部資金獲得している（資料9-2-1）。

外部資金獲得に当たり、平成25年度には全学的に研究者向けの科研費説明会を実施したほか、科研費の採択向上の取組みとして、平成24年度、25年度の研究事務研修会において、科研費の研究計画書作成のポイントや事務局からの支援の在り方について研修を行い、学

内の研究者と事務局双方の意識向上を図ることで、着実に実績が上がっている（資料9-2-2～4）。

産学官連携の推進は、研究推進と一体的に活動を行うことにより、より高い成果を実現することができると考えられる。

NUBICでは、本学の研究成果の向上や優秀な研究者の輩出等大学における教育・研究を活性化する観点から、国内外の産業界等との受託・共同研究の実施、外部研究支援機関からの競争的研究資金の獲得など研究分野における産学官連携を積極的に推進することを目指しており、この方針の下、1998年度（平成10年）のNUBIC創設より現在までに、累計で654件（約11億6千万円）の多様な受託・共同研究契約が成立している。

平成26年度における受託・共同研究の成約件数及び研究費総額は、成約件数32件、研究費総額約49,963千円であり、企業等との受託・共同研究は平成25年度が32件（約45,745千円）に対し平成25年度は27件（約26,584千円）と減少したが、独立行政法人科学技術振興機構（JST）等からの競争的資金については、平成25年度の23件（約30,301千円）に対し平成26年度は5件（約23,380千円）であり、件数は大幅に減少したものの、1件当たりの金額は大幅に増加している。

2 予算編成及び予算執行は適切に行っているか。

[評価の視点]

- ・ 予算編成の適切性、執行ルール of 明確性及び内部監査の適切性
- ・ 予算執行に伴う効果を分析・検証し、次年度予算につなげる仕組みの確立

予算編成については、経理規程に基づき理事長が理事会の審議を経て明示する予算編成基本方針に従い、各経理単位で十分検討し、部科校の教育研究の向上に資する予算原案が作成されている。さらに、その予算原案を法人本部において経理単位との打合せにより更に精査し、総合予算案を編成している。

予算執行については、経理規程（資料9-2-5）に定められた手続に従い行われるとともに、法人本部からも執行段階での再精査を求めている。また、財務システムによって制御をかけ、予算の変更が必要な執行を行う場合には、必ず承認手続きを経たうえで執行する体制が整っている。

決算の内部監査及び予算執行効果の分析・検証については、経理単位において執行段階で事業等の必要性や支出金額の妥当性などの再検討を行っている。更に経理単位から提出された決算報告書が適正に表示されているかを財務部において確認するとともに、決算の分析・検証と将来に向けた収支改善策の立案を義務付け、次年度において効果的な予算編成を行う体制を整えている。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

「中・長期的な財政計画の立案」については、毎年度収支長期計画を作成することにより、収支バランスを考慮した事業計画の立案が行われている。また、重要な施設等整備事業については、収支長期計画に基づき、自己資金または返済計画に無理の生じない借入金等の範囲内で事業計画が立案されている。

「予算編成」については、予算編成基本方針にうたわれた、「補助金等競争的資金の積極的獲得」「資金の効率的運用に資する総合運用資金制度の積極的活用」「ゼロベース予算方式の徹底」「適正額による予算計上」などの収支改善策を考慮し、適切に行われている。また、「予算執行」については、予算の変更等が必要な場合には、承認手続きを経たうえで執行されるなど適切に行われている。

外部資金獲得のため、本学は、14 学部 22 研究科 32 研究所を有する総合大学としてのスケールメリットを生かし、大学の総合力を集結した、学術研究戦略を立案・実行している。この戦略の主旨を具現化した、総合科学研究所「日本大学学術研究プロジェクト(N.プロジェクト)」（5年計画平成 21～25 年度）については、平成 23 年度に中間評価、平成 26 年には事後評価が行われ、高い成果が上げられている。

平成 22 年度に内閣府が公募した競争的研究資金である「最先端・次世代研究開発支援プログラム (NEXT プログラム)」について、本学として 2 件交付を受けた。

補助事業期間終了後、内閣府による事後評価を受けたが、交付を受けた 2 件のうち、工学部の児玉大輔准教授（研究課題：イオン液体を利用した二酸化炭素物理吸収プロセスの構築）については、高評価を受けた。また、理工学部の平田典子(河野典子) 教授（研究課題：高次元 p 進ディオファントス近似と整数格子クリプトシステム）については、「FIRST EXPO 2014」（平成 26 年 3 月 1 日開催）のポスター展示において、銀賞を受賞した。

学内助成金については、本学の研究領域の多様性・スケールメリットをいかした学部連携研究を推進し、新たな研究組織を確立し、研究機関誌等への成果発表及び科学研究費助成事業等外部資金への申請を行うこととしている。学術研究助成金では平成 24 年度 16 件、平成 25 年度から平成 27 年度は各 18 件が採択されており、今後更なる外部資金獲得が期待される。

2 改善すべき事項

「消費収支計算書関係比率」等については、予算編成基本方針で目標に定めたとおり、当該年度の経営状況を表す「消費支出比率」が、継続的に 95%以内となるよう収支の安定に努める必要がある。また、長期的な収支バランスを表す「消費収支比率」も、学校法人の永続的な維持を鑑みて 100%を超えないことを目標としており、消費収支の均衡へ向けた改善策の検討や速やかな実行により、永続的に財政を安定させるために財務比率の更なる改善が必要である。

科学研究費助成事業交付状況については、文部科学省のホームページで公開されている平成 24 年度交付状況によると、採択件数においては私立大学で 3 位であるが、交付額においては、4 位と順位を落としている。引き続き科学研究費補助事業の各部科校において、申請増加へ向けての取り組み等、研究委員会と共に推進していくと共に、本学の研究領域の多様性・スケールメリットをいかした学部連携研究を推進し、大型研究費への申請へ結

びつける施策が必要とされる。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

平成24年度から3年間の本学の研究水準の向上を目指す学長特別研究及び理事長特別研究が新設され、平成27年度も第2期が開始された(資料9-2-6)。理事長特別研究は組織運営や危機管理、人事、広報ほか、教育方法や研究支援などで本学の運営に生かすこととしている。組織運営の現場にいる職員と教員が共に取り組むことで成果を反映しやすくなり、広く社会に還元すると共に管理運営上実践することが可能となる。

研究成果を大学として積極的に発信を行うことにより、本学の研究力としての実績を積み上げ、研究機関としてのブランド力を高め、本学の発展に繋がる。このことから、現在、本学の研究者情報システムへ入力したデータを researchmap へ毎月データの提供を行い、広く研究成果等の情報を社会に提供しているが、更に今後は、広報部の協力の下、大学として積極的に発信していくことが必要である。

2 改善すべき事項

研究委員会及び理事長特別研究・学長特別研究実施委員会により、採択されている学内助成によるプロジェクトや研究成果に対し、助言等を行い、競争的研究費獲得へ結びつける研究環境の創出を図る。

また、学部によっては、外部資金獲得に対し学内研究費を配分する等行われているが、外部資金獲得状況及び研究成果への評価が十分に行われているとは言えず、研究活動の更なる活発化を図るためには、外部資金を獲得した研究者に対しての研究推進支援についての検討を行う。

また、機関として間接経費の戦略的な活用を検討し、更なる研究環境の整備とともに外部資金獲得支援に力を入れる。

4. 根拠資料

- 9-2-1 科学研究費助成事業の受入状況(過去3年)
- 9-2-2 平成25年度科研費説明会ポスター
- 9-2-3 平成24年度研究事務研修会実施要綱
- 9-2-4 平成25年度研究事務研修会実施要綱
- 9-2-5 経理規程
- 9-2-6 平成27年度理事長特別研究及び学長特別研究交付一覧

基準Ⅹ 内部質保証

1. 現状の説明

1 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

[評価の視点]

- ・ 自己点検・評価の実施と結果の公表
- ・ 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

本学の諸活動については、「日本大学自己点検・評価規程」に基づき（資料10-1）、「全学自己点検・評価委員会」が中心となって、本学の活性化及び合理化を図り社会的責務を果たすことを目的に自己点検・評価を行い改善に努めている。

本学の自己点検・評価活動の特長は、自己点検・評価結果とともに「改善意見」を作成し、自己点検・評価の結果に基づいて「どの点を」「どのように」改善する必要があるのかを明確にし、全学として、また学部・研究科単位で改善改革に繋げることを可能にする仕組みを構築していることにある。

自己点検・評価の結果は、3年ごとに『日本大学の現況と課題（全学自己点検・評価報告書）』と題する報告書にまとめているほか（資料10-2）、過年度に改善が必要と自己評価した事項については、その後の改善状況を報告書にまとめている（資料10-3）。

また、認証評価機関による第三者評価とは別に、本学独自の取り組みとして学外者による外部評価を3年ごとに実施している。外部評価は、これまで平成16年度と平成19年度に大学を対象に実施したほか、平成25年度には、短期大学認証評価の受審を見据えて、短期大学部を対象に外部評価を実施した。これら外部評価の結果については、認証評価機関による第三者評価と併せて本学の自己点検・評価の妥当性の検証と改善改革の推進に役立っている。

上述した『日本大学の現況と課題（全学自己点検・評価報告書）』や『日本大学改革の歩み』、『外部評価報告書』については、「日本大学自己点検・評価規程」第12条に基づき、冊子を作成して学内に配布しているほか、大学のホームページに掲載することにより広く学外にも公表している（資料10-4）。

自己点検・評価の結果以外においても、社会に対しての説明責任を果たし、大学の社会的存在価値を高めるため、本学における諸活動に関する情報を広く社会に公開しており、本学ホームページには、教育研究活動等の現況（資料10-5）、毎年度の事業計画・事業報告書、予算・決算等の本学の経営状況に関する情報のほか（資料10-6）、「学生生活実態調査」（3年ごとに学生生活全般やキャンパス内外での意識・行動等の調査を実施し、その結果をまとめたもの）なども掲載して公表している（資料10-7）。

情報開示については、「日本大学財務情報公開内規」（資料10-8）に基づき、法人の財務関係書類の閲覧に供しており、法人との利害関係者であれば誰でも閲覧を申請することが可能である。これ以外の情報について本学関係者から公開を求められた場合は、本部、学

部及び通信教育部の事務分掌規程に基づき、各担当部署において公開の可否を判断している。

2 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

〔評価の視点〕

- ・ 内部質保証の方針の策定と手続きの明確化
- ・ 内部質保証を掌る組織の整備
- ・ 自己点検・評価を改善・改革に繋げるシステムの確立
- ・ 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

本学では、「建学の精神・教育理念に基づく教育・研究及び管理運営等の全般につき、常に自己点検・評価を行うとともに改善に努めることによって、本大学の活性化及び合理化を図り社会的責務を果たすこと」を目的に自己点検・評価を行っている。

この目的を達成するために、「日本大学自己点検・評価規程」に基づき、大学における自己点検・評価を全学的、総合的に企画、実施し、後述する専門委員会が実施する自己点検・評価の諸事項について調整を図り、改善取組を推進するため、「全学自己点検・評価委員会」を置いている（資料10-1）。

「全学自己点検・評価委員会」には、本部並びに大学院独立研究科、学部（併設大学院研究科を含む）、通信教育部及び短期大学部（以下学部等という）の自己点検・評価を総合的な見地から企画、調整する「大学評価専門委員会」を置いており、また、実際に自己点検・評価を実施する組織として、本部に「本部自己点検・評価委員会」、学部等にそれぞれ「学部等自己点検・評価委員会」を設置するなど重層的な組織体制を構築することで、より効果的な自己点検・評価を可能としている。

自己点検・評価に関する事務は、本部においては総務部監査課（大学院総合社会情報研究科は学務部独立大学院事務課）、学部等においては各学部の庶務課が行っているが、外部評価や第三者評価への対応については総務部監査課が中心となり、学部等と連携しながら対応している。

本学の自己点検・評価は、「全学自己点検・評価委員会」が策定する「自己点検・評価実施計画」に基づき、学部等の自己点検・評価委員会委員長から構成される「大学評価専門委員会」の総合的な見地からの企画、調整の下、本部及び学部等で実施している。

本部及び学部等においては、自己点検・評価委員会が中心となり、学務委員会や研究委員会等の関連する諸委員会と連携を図りつつ自己点検・評価を行う。自己点検・評価の結果は、学部等の教授会等に報告後、「大学評価専門委員会」の議を経て、「全学自己点検・評価委員会」に報告される。

「全学自己点検・評価委員会」は、全学的、総合的に本学の自己点検・評価を企画し、実施することを任務としており、3年ごとに本部及び学部等の委員会が実施する自己点検・評価の結果報告を基礎に、総合的な見地からの自己点検・評価及び大学全体に関わる改善事項の改善達成時期、改善事項の担当部署等を明確にした「改善意見」（以下「大学改善意見」という）を加えて『日本大学の現況と課題（全学自己点検・評価報告書）』を

作成している。

作成した報告書は理事長・学長に提出されるとともに、「学部長会議」及び理事会に報告され、改善意見に基づく改善取組については理事会の承認を得た上で推進している。報告書を作成した翌年度には、改善事項の担当部署に対して、前年度に改善が必要と評価した事項の改善結果報告を求めており、さらにその翌年度には、大学改善意見の取組結果を「改善結果報告書」にまとめ、全体的な改善達成状況を確認している。改善が達成できなかった事項については、その原因を分析した上で今後の対策を検討しており、自己点検・評価結果を改革・改善に繋げるシステムになっている。

また、学内構成員のコンプライアンス意識の向上を図るため、人権侵害防止ガイドラインを定めており、このガイドラインに基づき、リーフレットやポスターを作成して教職員及び学生に配布しているほか、人権アドバイザーによる講演会の開催などにより、人権意識の向上に努めている（資料10-9～10）。このほか、本学の情報管理に対する姿勢を明確にした「日本大学情報管理宣言」を策定し、情報の適正な管理と情報流出等の防止に努めている（資料10-11）。

3 内部質保証システムを適切に機能させているか。

[評価の視点]

- ・ 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実
- ・ 教育研究活動のデータベース化の推進
- ・ 学外者からの意見の反映
- ・ 文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応

本学の自己点検・評価は、「全学自己点検・評価委員会」が毎年策定する「自己点検・評価実施計画」に基づき実施している。

本学は自己点検・評価報告書を3年ごとに作成しているが、報告書を作成する際に実施する自己点検・評価の結果、大学として改善が必要と判断した事項は「大学改善意見」として抽出している。報告書を作成した翌年度は、「大学改善意見」として抽出した事項がどの程度改善しているか、その進捗状況を確認している。さらにその翌年度には、あらためて「大学改善意見」の改善状況を調査するとともに、その調査結果を基礎として、全学自己点検・評価委員会としての所見を加えた上で報告書を作成し、本学の改善・改革の状況を明らかにしている。

また、学部等単位の自己点検・評価活動は「自己点検・評価実施計画」に基づき展開されており、「大学評価専門委員会」の企画・調整の下、学部等における「自己点検・評価委員会」が中心となり、関連する諸委員会と連携を図りつつ推進している。

ところで、本学では学外者からの評価を受ける機会として、平成16年度から3年に一度の割合で外部評価を実施している。直近では平成25年度に短期大学部を対象に外部評価を実施し、短期大学部各校舎の教育・研究活動を外部有識者の方に評価いただいた。なお、外部評価の結果は「外部評価報告書」としてとりまとめ、全学自己点検・評価委員会をはじめ、常務理事会、学部長会議及び理事会などに配布・報告し、改善改革を推進する上で

の参考意見として活用している。

文部科学省や認証評価機関等からの指摘事項に対しては、真摯に対応するよう努めており、学部等における「自己点検・評価委員会」を中心に、指摘事項に関係する委員会及び事務局が一体となって改善計画を立案している。その改善計画の進捗状況については、本学における自己点検・評価の結果で抽出された「大学改善意見」と同様、「全学自己点検・評価委員会」にて確認する体制を構築している。

また、本学は平成22年度に大学基準協会による大学評価を受審しているが、その評価結果において、義務として改善が求められる「勧告」は2件、努力義務として改善が求められる「助言」は26件の指摘をそれぞれ受けた。これらの指摘に対しては、平成23年度に大学評価専門委員会が中心となって改善計画を策定し、以降、継続して改善に努め、平成26年7月に「改善報告書」を大学基準協会に提出した。大学基準協会からは、本学の改善に向けた取組について一定の評価を得ることができたものの、一部の「助言」については「引き続き一層の努力が必要」と評価されたため（資料10-12）、現在、学長の指示に基づき、各項目について改善に努めているところである。

教育研究活動のデータベース化の推進については、平成15年度に「日本大学研究者情報システム」を整備して、専任教員の研究・教育活動に関する業績を蓄積するとともに、研究者データの活用の一環として、本学ホームページ上に掲載して広く社会に公開している（資料10-13）。また、3年ごとに実施している「学生生活実態調査」の結果についてもホームページに掲載しており、学生の意識と行動を理解しつつ、今後の大学づくり及び学生への教育指導の向上のための資料としている。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

本学の自己点検・評価活動は、全学的な自己点検・評価を実施して改善事項を抽出し、その翌年度には抽出した改善事項の改善進捗状況を確認しており、さらにその翌年度には改善結果を確認するとともに改善に至るまでの過程を報告書にまとめている。その翌年度にはあらためて全学的な自己点検・評価を実施しているため、恒常的に自己点検・評価を実施していることになる。これらの自己点検・評価活動に加え、大学、短期大学部及び専門職大学院の各認証評価への対応としての点検・評価を実施する年度もある。これら一連の点検・評価活動を恒常的に実施することで、自身の改善すべき事項を容易に把握することが可能となった。

また、「研究者情報システム」には毎月約13,000件のアクセスがあり、受託研究や共同研究の呼び水となり、外部研究費獲得や産学官連携に結びついている。また、本システムは各種調査や監査等で活用されている。

2 改善すべき事項

本学では、これまで3年に1回の割合で外部評価を実施してきたが、上述したとおり、

規程により3年ごとに全学的な自己点検・評価を実施していることに加え、大学(機関別)、短期大学、法科大学院及び知的財産専門職大学院の各認証評価への対応が必要な本学においては、ほぼ毎年度、いずれかの認証評価への対応又は準備に迫られており、これらと同じ時期に外部評価を実施することは更なる教職員の負担となる可能性がある。

また、「研究者情報システム」においては、平成22年度に、学内の各種研究費の申請や調査において、システムに入力されていないデータは、研究業績とみなさないとする「研究者情報システムの取扱い」を定めるとともに、平成26年度には年2回のシステムの更新依頼の他に、業績の確認依頼の文書を送付しているが、各部科校によって、更新率に開きがある。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

改善すべき事項が容易に認識できるようになったとはいえ、重要なことは把握した改善すべき事項を関係教職員で共有し、改善計画に基づき組織的に改善に努め、その改善結果を検証して、一層の教育研究活動の充実を図ることにある。したがって、部科校ごとの「点検・評価報告書」において、自己点検・評価を通じて把握した改善事項が改善計画や検証体制を明らかにした上で記載されているかを確認していくこととする。

また、「研究者情報システム」には外部から毎月約13,000件のアクセスがあり、受託研究や共同研究の呼び水となり、外部研究費獲得や産学官連携に結びついている。また、過去1年以内の研究者全体の更新率が約7割となっており、定期的なデータの更新がなされている。

2 改善すべき事項

学外有識者の評価を受ける外部評価は、本学における自己点検・評価活動の妥当性を担保するために有効な取組であり、そこで得られた評価は本学の改善改革に資することが期待されることから、担当教職員の負担が増加しないよう実施方法や内容の見直し、時期の延期も含めて検討する。

「研究者情報システム」の更新率については、各部科校によって開きがあるため、更新率の低い部科校に個別に対応を行い、更新率の向上につなげることにより、研究者情報システムに登録されているデータの質の確保につなげたい。

4. 根拠資料

- 10-1 日本大学自己点検・評価規程
- 10-2 日本大学ホームページ「日本大学の現況と課題（全学自己点検・評価報告書）」
(http://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/evaluation/self_evaluation/)
- 10-3 「日本大学改革の歩み ―自己点検・評価結果に基づく改善の状況

- (改善結果報告書) - 2009-2011」
- 10-4 日本大学ホームページ「大学, 高等学校・中学校, 幼稚園評価」
(http://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/evaluation/)
 - 10-5 日本大学ホームページ「日本大学の情報公開」
(http://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/disclosure/)
 - 10-6 日本大学ホームページ「財務の情報公開状況」
(http://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/disclosure/document/)
 - 10-7 日本大学ホームページ「学生生活実態調査」
(http://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/disclosure/research/)
 - 10-8 日本大学財務情報公開内規
 - 10-9 日本大学人権侵害防止委員会作成リーフレット
 - 10-10 日本大学ホームページ「人権侵害防止と解決ガイド」
(http://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/effort/human_right/)
 - 10-11 日本大学ホームページ「日本大学情報管理宣言」
(http://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/effort/information_management/)
 - 10-12 大学基準協会「改善報告書検討結果 (日本大学)」
 - 10-13 日本大学ホームページ「日本大学研究者情報システム」
(<http://kenkyu-web.cin.nihon-u.ac.jp/scripts/websearch/>)

重点項目 1 修学継続支援，学修意欲の喚起

1. 現状の説明

1 学生の留年，休学及び退学の原因を把握・分析し，適切に対処しているか。

[評価の視点]

- ・ 留年者及び休・退学者の状況把握と原因分析を踏まえた対処の適切性
- ・ 留年，休学及び退学への対処について検証する仕組み

修学支援の充実による学生数の適正維持に向けた取り組みであるが，現在，退学率及び退学理由に関しては，学校法人基礎調査で調査した内容を一覧にして状況を把握している。留年率に関しては，各学部への調査を行い，状況を把握している。

退学率に関し，平成26年度は全体で1.9%，卒業延期率（留年率）は，平成26年度で15%となっている。毎年度調査を行い，状況を把握していき，留年，休学及び退学への対処について検証していく予定である。

2 学修相談体制を整備し，学生の学修意欲の喚起に役立っているか。

[評価の視点]

- ・ 入学時及び学期開始時のオリエンテーションにおける履修指導の実施とその適切性
- ・ オフィスアワー等をはじめとする学修相談体制とその有効性

本学においては，全学部等において，組織的にオフィスアワーの取り組みを実施している。

オフィスアワーの対象となる教員は，非常勤教員も含めた授業を担当する全教員であり，授業終了後に教室で質問を受け付ける，又は随時電子メール等で質問を受け付ける等の対応を取っている。

このオフィスアワーは，授業科目等に関する学生の質問・相談等に応じるための時間として，教員があらかじめ特定の時間を示し，その時間帯であれば，学生は基本的に予約なしで研究室等を訪問することが出来るものあり，全学部においては，シラバス等によって，学生へ周知している。

入学時及び学期開始時のオリエンテーションについては，各学部において履修指導等を実施しており，また，FD推進センターが『日本大学FDガイドブック』（Learning Guide）を作成し（資料11-1），初年次学生全員に配布して，入学時からの修学支援に役立たせている。

3 学業成績不振の学生への支援策を講じているか。

[評価の視点]

- ・ 補習・補充教育に関する支援体制とその実施状況の適切性

- ・ 不登校の学生への対応状況

成績不振の学生への指導については、各学部等において、成績不振の基準を具体的に定めており、この基準は組織として機関決定されているものとなっていることから、該当する成績不振者に対しては、指導教員との個別面談や補習等を実施するといった体制が制度化されている。

4 学生の修学継続，満足度向上のための関係教職員・部署間等の連携・協力体制は機能しているか。

[評価の視点]

- ・ 相談内容に即した関係部署間の連携・協力体制の整備状況

各学部等においては、担当部署にて学生による授業評価結果の活用を行っており、学生の修学継続や満足度向上のための制度的取り組みを関係教職員と連携のもとに行っている。

2. 根拠資料

- 11-1 『日本大学 FD ガイドブック 2015』（Learning Guide）
(http://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/effort/fd-center/fdguidebook/)

重点項目 2 国際交流

1. 現状の説明

1 国際交流に関する方針を明示しているか。

[評価の視点]

- ・ 国際的な教育研究交流に関する方針の明確化，その周知方法
- ・ 国際社会への連携・協力方針の明確化

平成25年6月に示された政府の『日本再興戦略 -JAPAN is BACK-』（資料12-1）及び平成26年6月の『日本再興戦略 改訂2014 -未来への挑戦-』（資料12-2）の中では，教育再生実行会議の提言を踏まえ，真のグローバル人材育成のため，KPI（政策ごとの達成すべき成果目標）として日本人留学生及び外国人留学生を2010（平成22）年から2020（平成32）年までにそれぞれ倍増する方針が提言されている。

一方，本学においては，こうした国の方針を視野に入れながら，平成26年1月に教学戦略委員会内に「グローバル戦略検討ワーキンググループ」を設置して，本学の全学的な国際交流方針について検討を重ねた結果，平成26年7月の教学戦略委員会答申書（第4次中間答申）（資料12-3）に本学における国際交流方針が示された。この国際交流方針（資料12-4）は，次の6項目である。

- 1 提携校の拡充を図り，外国人留学生の受入れと学生の海外派遣を促進する。
- 2 学生の国際的コミュニケーションスキルとしての外国語能力を向上させる。
- 3 グローバル化の意識を高める教育の実践とキャンパス環境の整備を行う。
- 4 海外との共同研究等を促進し，研究の質向上を推進する。
- 5 国内外の地域社会のニーズや要望に基づき，産学官民連携事業を推進する。
- 6 方針を実現するためのハード，ソフト両面の整備を進める。

なお，この国際交流方針については，数値目標として，平成26年から平成30年までに海外留学者数を1.5倍に，また，交換留学を行う海外提携大学の国・地域と大学数を2倍にすることとしている。この国際交流方針については，学部長会議等の諸会議に報告するとともに大学ホームページに掲載して周知している。

また，国際的な研究交流に関する方針や国際社会への連携・協力方針については，現時点では整備していない。

2 外国人留学生の受入れと学生の海外派遣を促進し，国際交流の推進に努めているか。

[評価の視点]

- ・ 海外学術交流協定校・提携校との交流実績
- ・ 留学を希望する学生への情報提供，外国語を学習する機会の提供
- ・ 外国人留学生に対する修学・生活・就職等各種支援体制の整備状況
- ・ 海外の大学における修得単位の認定，英語による授業科目の設置，留学を目的と

する休学の取扱などの教育課程上の配慮の適切性

- ・ 日本人学生と外国留学生との交流機会の設定、交流を促進するための取組

国際交流方針の数値目標に基づき、交換留学を志す本学学生が留学する際の受け皿（受入先となる協定校）については、その対象となる国・地域及び大学を拡充して学生の希望に更に応えられるようにするため、各学部の協力を得ながら具体的には次のような方策により、拡充に向け努めている。

- 1 既存の協定校以外の新たな国・地域の大学との協定締結を積極的に推進
- 2 学部が提携している覚書による学部レベルの交流を大学間レベルの協定へ拡大
- 3 本部と学部が連携し、受入れ留学生の人数を確保して新たな大学間協定を締結

留学を希望する学生への情報提供としては、学内の留学全般に関する説明等を行う日本大学海外留学説明会、各語圏の交換・派遣留学や各短期海外研修等を対象とした説明会等をそれぞれ実施して、学生が必要とする情報の提供に努めている（資料12-5～6）。こうした説明会の中では、過去に留学を経験したり短期海外研修に参加したりした学生から後輩の学生に向けた体験談・アドバイスを必ず実施してもらい、説明会に参加する学生にとってより具体的でわかりやすい内容のものとするよう心がけている。

更に、既存の交換留学・派遣留学の枠組みだけでは海外への留学を志す学生の希望に十分に応えることができないため、海外学術交流委員会や学務委員会、学部長会議等での審議を経て平成27年度より新たに認定留学（資料12-7）を導入した。認定留学は、既存の交換・派遣留学とは別に、学生が自分の希望する留学先を探し、その学生の所属学部が教育上有益と判断した上で留学と認めるものである。また、この認定留学に実効性を持たせるため、米国に本部を置く留学支援関係の世界的なNPOであるSAF (Study Abroad Foundation)（資料12-8）と提携した。SAFの提供する各種のプログラムにより、学生は語学やGPA等で一定の成績をあげれば、協定校以外にも多くの海外大学の中から希望する大学を選んで留学することが可能となる。

学生に対する外国語学習の機会提供としては、TOEFL-ITP®テスト（資料12-9）とTOEFL®スコアアップ対策講座の実施がある。TOEFL-ITP®テストは、従来全学部の学生を対象として年4回本部を会場として実施してきたが、2013年からはこれに1回追加して薬学部校舎にて実施している。これは、交通事情等を勘案して、千葉県内に複数ある学部の学生や千葉県在住の学生が受験しやすいように行っており、過去2回の実績ではそうした学生が実際に多く受験している。

また、TOEFL®スコアアップ対策講座（資料12-10）については、年2回本部で実施している。このうち1回は交換・派遣留学生として英語圏の大学へ派遣される学生を対象に留学先での生活が円滑に送れるようにするための渡航前研修として、もう1回は交換・派遣留学生等を含め受講を希望する学生のスコアアップを目的として、各々短期集中形式で開講している。

本学では、現在学部のカリキュラムの中に英語による授業科目を設置しているのは文理・経済・商・国際関係の文系4学部のみとなっているが、外国人留学生の受入れを拡充するためにはこの充実が必須となるため、上記4学部には科目数の拡充を、また、それ以外の学部には新たな設置が求められる。更に、大学院においても英語による授業科目の設

置と英語のみで学位が取得できるような環境を整備することも同様に必要となり、現在工学研究科がその準備を進めている。一方、ダブル・ディグリーについては、理工学研究科がドイツのダルムシュタット工科大学との間で既にプログラムを構築しており、国際関係研究科でも新たに米国のイリノイ州立大学との間で実施すべく、現在準備を進めている。こうした流れは本部としても支援していく必要がある。

先述の認定留学の中では、大学付属の語学学校であれば学部が教育上有益であると判断した場合、留学と認めることとしている。更に、本学学生が留学する場合の学費納入については、平成26年度に留学生在籍料の取扱が導入されたことにより、学生の経済的負担は大幅に軽減され、他大学と比較しても優位な状況にあり、留学を志す学生を後押しする体制を整備している。

海外から受け入れる留学生等を対象として本部で実施しているJLSP（日本語・日本研究講座）（資料12-11）は、年3学期制（1学期10週間）の集中講座で開講している。2015年度の同講座の受入れ学生数は、アメリカ、カナダ、イギリス等の北米・欧州地域の協定校から計40名を予定している。この講座で受け入れている協定校からの留学生に対しては、来日前から国際交流室職員が連絡を取り渡航手続が円滑に行えるようにするとともに、来日時は委託会社と連携して空港から宿舎までの送迎をサポートしている。また、講座開講中は、留学生が日常生活で支障なく過ごせるよう日本語講座事務室職員が支援している。更に、本学学生の中からボランティアを募り、留学生の日本語学習の際のサポートをはじめ課外活動等への参加も含めて、日本人学生と留学生が交流できる機会を提供している。

留学生に対する就職支援としては、学部における留学生ガイダンスのほか、大学から企業への求人情報の提供を依頼する際、留学生の採用の有無について記載を依頼し、得た情報はNU就職ナビを通じて、留学生に提供している。また、就職課主催の就職セミナー等では、留学生の採用の有無を参加企業に確認し情報を提供するとともに外部の団体に依頼し、外国人留学生を対象とした相談コーナーを設置している（資料12-12～13）。

3 外国大学・研究機関との共同研究等を促進し、研究の質向上に努めているか。

[評価の視点]

- ・ 海外大学・研究機関との共同研究の実施状況、その成果
- ・ 海外大学・研究機関で研究に従事できる制度や機会の整備状況とその利用実績
- ・ 国際交流事業への積極的参加

海外大学・研究機関との共同研究や研究に関しては、各部科校が独自に展開している現状であり、総合大学としての長所を生かした施策が求められる。

2. 点検・評価

1 効果が上がっている事項

協定校の国や地域、大学の拡充について、最近の具体的な成果は次のとおりとなる。

1 新たな国・地域の大学との協定締結を積極的に推進。

事例1 オーストリア，クレムス応用科学大学（2014年12月に大学間協定締結）

事例2 スイス，スイス北西応用科学・芸術大学（2015年3月に大学間協定締結）

2 学部が提携している覚書による学部レベルの交流を大学間レベルの協定へ拡大。

事例1 米国ケント州立大学（生産工学部との覚書を2014年5月に大学間協定に）

3 本部と学部が連携し，受入れ留学生の人数を確保して新たな大学間協定を締結。

事例1 香港教育学院（文理学部と連携して2015年3月に大学間協定締結）

なお，これらの新規提携大学との間では，単に協定を締結するだけでなく，協定とともに学生交換に関する合意書についても締結し，まずは学生の交換から開始して，主に学生の交流面での実績を上げられるように努めている。

2 改善すべき事項

海外への留学を志す学生の希望に更に応えられるようにするため，平成27年度より新たに導入した認定留学については，手続等の関係上，実際に留学する学生は平成28年度以降になる見込である。既に，各学部担当者等を対象とした説明会や運用に関する調査を実施して認定留学に関する認識を高めてもらうとともに，学生に対する説明会も開催して留学を希望する学生への周知を図っている。

しかし，上記調査の結果，現時点では，学部によってはすぐに認定留学を導入する状況ではないため，各学部の状況等を勘案しながらより多くの学部が導入できるように運用面の検討を行う必要がある。

留学生に対する就職支援については，外国人留学生という一つの大きな括りでの就職支援となっており，留学生個々への対応が困難な状況である。

なお，研究面における国際交流に関しては，国際的な研究交流に関する方針や国際社会への連携・協力方針を整備する必要がある。また，海外大学・研究機関との共同研究や研究に準備できる制度や機会の整備を積極的に図っていく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

1 効果が上がっている事項

協定校の国や地域，大学の更なる拡充については，学生の留学希望の多い国や地域を対象として本学との提携を希望する大学との間で交渉を行っていく。具体的には，英語圏（イギリス，カナダ，チェコ，オランダ等）や中国語圏（台湾）の大学等との間で，現在具体的な交渉が進行しており，今後これらの大学との新たな協定締結実現に向け，必要により学部の協力を得ながら進めていく。

数値目標に掲げる協定校の国や地域，大学数を拡充することはもちろんであるが，単に数を増やすだけではなく，その成果として学生交換等が双方向に実効性をもって行えるように協定締結後も交流実績を確認しながら，PDCAサイクルにより継続的に改善を図り，より多くの成果をあげられるよう十分に検討していく。

平成27年度より新たに導入した認定留学については，各学部担当者等を対象とする説明

会を本部で開催し、本部及びSAF担当者による説明を行うとともに、既に先行して認定留学を実施している国際関係学部担当者からも学部での実施状況等に関する説明を実施してもらい、参加者に認定留学に関する理解を深めてもらうこととした。また、認定留学等に関する各学部での運用状況を学部間で共有できるように認定留学に係る調査を実施して、その結果を各学部へフィードバックすることとしている。

2 改善すべき事項

平成27年度より新たに導入した認定留学については、各学部担当者等を対象とする説明会を開催し、認定留学に関する理解を深めてもらうこととした。

また、認定留学に係る調査を実施して、認定留学等に関する各学部での運用状況を学部間で共有できるようにその結果を各学部へフィードバックすることとしている。

しかし、その調査結果によると、認定留学の運用について、比較的前向きな回答であった主に文系学部等と、あまり前向きな回答ではない主に医歯薬系学部等との間で認識に相当な隔たりがあるように見受けられる。実際に、認定留学を既に一部開始していた文系学部等（法・国際関係）と、国家試験対策のために学部段階では運用が困難な医歯薬系学部等との間で明らかに差異が生じている。医歯薬系学部では大学院であれば留学しやすい環境となるが、仮に留学をする場合であっても留学先は学生本人の希望によるものではなく指導教員等の紹介により決定するケースが多く、結果的に学部・大学院のいずれについても認定留学はあまり馴染まない恐れがある。ただし、医歯薬系学部であっても短期であれば認定留学も可能であり、また、現時点では認定留学の期間を1学期または1年間としているので、今後クォーター制の導入等も視野に入れながら、短期の認定留学についても検討する必要がある。

留学生の就職支援については、外国人留学生のみを対象とした説明会の実施など、日本人学生に向けての支援に含んだ形式ではなく、外国人留学生に特化した会社説明会の開催や日本特有の就職活動の情報を提供していく。

平成27年度に学長が定めた教学に関する全学的な基本方針に基づき（資料12-14）、社会に必要な応じた、社会に活力を与える人材の育成として、世界で活躍できる若手研究者の育成を学部等基本計画として策定し実施する予定である。

4. 根拠資料

- 12-1 『日本再興戦略 -JAPAN is BACK-』
(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/saikou_jpn.pdf)
- 12-2 『日本再興戦略 改訂2014 -未来への挑戦-』
(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf>)
- 12-3 日本大学教学戦略委員会答申書（第4次中間答申）
- 12-4 日本大学国際交流方針
(http://www.nihon-u.ac.jp/about_nu/policy/education_strategy/vision/international_plan/)

- 12-5 日本大学海外留学説明会
(<http://www.nihon-u.ac.jp/2015/03/642548/>)
- 12-6 日本大学交換留学・派遣留学説明会
(http://www.nihon-u.ac.jp/international/study_abroad/exchange/)
- 12-7 認定留学（日本大学認定留学制度の新設に関する件〔平成27年3月20日学部長会議資料〕）
- 12-8 SAF（Study Abroad Foundation）
(<http://japan.studyabroadfoundation.org/>)
- 12-9 TOEFL-ITP®
(http://www.nihon-u.ac.jp/international/study_abroad/toefl_itp/)
- 12-10 TOEFL®スコアアップ対策講座
(http://www.nihon-u.ac.jp/international/study_abroad/toefl_improvement/)
- 12-11 JLSP（日本大学日本語・日本研究講座）
(http://www.nihon-u.ac.jp/international/japanese_program/)
- 12-12 日本大学所定の求人申込書
- 12-13 日本大学合同企業研究会・就職セミナー学生配布冊子
- 12-14 「教学に関する全学的な基本方針」

本部の改善意見

(計 7 件)

基準，重点的 点検・評価項目	学生支援
改善事項	大震災や台風等の突発的，局所的な自然災害を想定した包括的な奨学金制度や，実情に即した奨学金制度について検討する。
改善の方向及び 具体的方策	<p>[改善の方向] 各学部 of 学生課と連携をとりながら現状の問題点の洗い出し，各大学の自然災害関係の規程等の収集や，震災対応についての取り組みを調査し，これらの情報を基に学生課長連絡会等で検討を進める。</p> <p>[具体的方策] 本件は喫緊の課題でもあるので，まず日本大学事業部奨学金給付規定の改正等により，災害等による家計が急変した者への支援が行えると考える。</p>
改善達成時期	平成 28 年度以降
改善担当部署等	学生支援部

基準，重点的 点検・評価項目	学生支援
改善事項	地方における就職サポート体制の構築 就職者が東京を中心とした首都圏に集中しているが，地方への就職者数を増加に導くものとする。
改善の方向及び 具体的方策	<p>[改善の方向] 首都圏以外の地方への就職者数を増加させ，地方への人材供給に貢献する。</p> <p>[具体的方策] 地方自治体との就職協定の締結等を積極的に図り，道後の協力体制を構築していく。Uターン・Iターンに関するセミナーや地方企業の説明会等を開催していく。 地方への就職を希望する学生への相談に対応するよう職員のスキルアップを目指す。</p>
改善達成時期	平成 28 年度以降
改善担当部署等	就職委員会，学生支援部

基準，重点的 点検・評価項目	教育研究等環境
改善事項	研究活動の不正行為（ねつ造，改ざん及び盗用）が社会問題化したことから，文部科学省は平成 26 年 8 月 26 日に「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を策定したが，その対応が不十分である。
改善の方向及び 具体的方策	<p>[改善の方向]</p> <p>研究活動の不正行為を未然に防止するための取組として，最も重要なことは研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上である。</p> <p>そのため，各学部に研究倫理教育に関する責任者を配置することとし，広く研究活動に関わる者に対して，研究倫理教育を実施する。</p> <p>[具体的方策]</p> <p>研究倫理に関する e ラーニングを導入することにより，いつでも研究倫理教育が受けられる体制を整備する。本学に所属する全ての研究者を受講対象とし，研究倫理の向上を図る。</p> <p>また，各学部に配置する研究倫理教育責任者は，e ラーニングシステムにより所属学部の受講状況を把握し，全ての受講者の受講完了を確認する。</p> <p>各学部の受講状況は，本部で取りまとめ，研究委員会等において報告する。</p>
改善達成時期	平成 27 年度に受講を完了し，平成 28 年度に受講状況を確認する。
改善担当部署等	研究推進部

基準，重点的 点検・評価項目	教育研究等環境
改善事項	電子資料（電子ジャーナル／データベース等）の体系的整備はほぼ完了している。本年からは，電子資料については，利用実績に則した契約の見直しを実施し，量的整備の適切性を図るとともに，新規導入したディスカバリサービスを利用して情報リテラシーの向上に努める。
改善の方向及び 具体的方策	<p>[改善の方向]</p> <p>電子資料については，定期的に詳細な利用実績を学部に提供することで，契約の見直しに資する。</p> <p>ディスカバリサービスを有効活用し，学部で実施している初年次教育に伴う情報リテラシーに協力する。</p> <p>[具体的方策]</p> <p>全学的な電子資料担当者の会議を定期的に開催し，量的整備の適正性への検討も含め，情報の共有を図る。また一方で，電子資料の利用</p>

	や情報リテラシーの向上についても、利用講習会を継続的に実施するなどして、利用率向上への普及を図る。
改善達成時期	平成 29 年度
改善担当部署等	情報事務局学術情報課

基準，重点的 点検・評価項目	社会連携・社会貢献
改善事項	産学官連携・知的財産活動の更なる活性化
改善の方向及び 具体的方策	<p>[改善の方向] 産学官連携・知的財産活動の意義及び教職員等の積極的な参加を促す啓発活動の実施</p> <p>[具体的方策] 過去に作成した発明に関する手引書の改訂を進め、あらためて学内の教職員に配付することで、知的財産活動の意義や知的財産制度等に関する啓発を進める。</p>
改善達成時期	過去に作成した手引き書の改訂作業を進め、学内の教職員に配付する。また、改訂版を作成した段階で、学部で説明会等を開催するなどして、学内における知的財産活動の定着に努める。
改善担当部署等	研究推進部

基準，重点的 点検・評価項目	管理運営
改善事項	司書資格等の専門能力を有する職員の減少・高齢化で、学部内でノウハウが継承されない恐れがあることから、図書館業務研修会の2日目を実務研修会として実施することでノウハウの継承を図っている。しかし、職員の不足及び高齢化は今後も続くことが予想されることから、実務研修会の継続的に実施するなど、更なる充実を図る必要がある。
改善の方向及び 具体的方策	<p>[改善の方向] 実務研修会の継続的实施を含め、実務研修会そのものの在り方を検討する。</p> <p>[具体的方策] 業務研修会の運営について、長期的な視野に立ち、研修会の在り方を検討する。</p>
改善達成時期	平成 29 年度
改善担当部署等	情報事務局学術情報課

基準，重点的点 検・評価項目	国際交流
改善事項	認定留学の全学的実施に向けた検討
改善の方向及び 具体的方策	<p>〔改善の方向〕</p> <p>平成27年度より新たに導入した認定留学については、各学部での状況を学部間で共有できるように運用に係る調査を実施して、結果を各学部へフィードバックした。その調査結果から、認定留学運用に比較的前向きな回答であった主に文系学部等（いくつかの学部は既に認定留学開始済み）と、それとは異なる主に医歯薬系学部等（国家試験対策のため学部段階では運用が困難であり、大学院であれば留学しやすい環境となるが、留学する場合であっても留学先は学生本人の希望によらず指導教員等の紹介により決定するケースが多く、学部・大学院のいずれについても認定留学はあまり馴染まない恐れがある）との間で認定留学についての認識に隔たりがあることが確認できた。</p> <p>しかし、医歯薬系学部であっても短期であれば可能であり、また、現時点では認定留学の期間を1学期または1年間としているので、今後、クォーター制の導入等も視野に入れながら、短期の認定留学についても検討する必要がある。</p> <p>〔具体的方策〕</p> <p>認定留学に関しては、現在、短期のプログラムについては対象としていない。また、認定留学の実効性を促すため、SAFとの協定を同時に開始したが、SAFの提供する短期のプログラムについては、現時点ではまだ導入していない。そのため、今後その導入について検討する。そして、短期のプログラムを導入することにより、医歯薬系学部等を含めて認定留学を希望する学生が増加することが見込まれ、更に学生への教育的効果も期待できるようであれば、このプログラムを積極的に導入して、全学的に認定留学、更には留学を希望する学生の拡充を図っていく。</p>
改善達成時期	平成 29 年度中
改善担当部署等	海外学術交流委員会，学務部

以 上